
下野市総合計画後期基本計画
(案)

平成 24～27 年度

下野市民憲章

わたしたちの郷土 下野市は、姿川と田川が生んだ豊かな土壌と、水・ひかり・風のおだやかな自然環境に恵まれています。

先人達は、ここに美しい田園の景観や古い歴史と伝統をはぐくみ、継承してきました。

わたしたちは、このふるさとを愛し、薰り高い文化を育て、住みよい田園都市をめざして、ここに憲章を定めます。

- 1 自然を大切にし みどりあふれる美しいまちをつくります
- 1 いのちを尊び 心の通う明るいまちをつくります
- 1 みんなで学びあい 文化のかおるまちをつくります
- 1 働くことをよろこび 暮らし豊かなまちをつくります
- 1 力をあわせ 夢がひろがるたのしいまちをつくります

写真

市の木「けやき」

写真

市の鳥「うぐいす」

写真

市の花「ゆうがお」

市長写真

はじめに

平成 18 年の下野市の誕生に伴い、「新市建設計画」を基本としながら、平成 20 年に「下野市総合計画・基本構想・前期基本計画」を策定いたしました。平成 27 年度までを目標年度として、基本構想に描かれた将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」の実現を目指し、本市のもっている「医・食・住」という優れた地域資源を活用して、新市のまちづくりに取り組んでまいりました。

このたび、4 年間の前期基本計画が終了することから、基本構想を受け、合併の総仕上げとともに、平成 24 年度から 4 年間の行政運営の柱として「後期基本計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたりましては、まず、これまでの前期基本計画の成果や課題を検証するとともに、市民意識調査や市民懇話会等により市民の皆さまのニーズの把握に努めました。

また、時代の潮流や本市の特色などを踏まえながら、今後 4 年間に重点的・戦略的に取り組むべき施策として、「しもつけ重点戦略」を掲げました。

市民の皆さまとともに、下野市の発展を考え、まちづくりの方向性を共有し、各分野の取組を連携させることで、将来にわたり活力と魅力あふれるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

さらに、本計画を基本に、多くの市民の皆さまの参画をいただきながら、大きく変動する社会環境に的確に対応できる市政運営に努めるとともに、市民の誰もが「住んでよかった、今後も住み続けたい、子どもにも住み続けてもらいたい」と思えるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

本計画の策定にあたりまして、ご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆さまをはじめ、計画策定に尽力いただいた総合計画審議会、総合計画市民懇話会などの皆さまに、心からお礼を申し上げます。

平成 24 年 3 月

下野市長 広瀬 寿雄

も く じ

後期基本計画

I 序 論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 基本構想・基本計画等	2
3 下野市の基本計画の特徴	4
4 満足度の考え方	4
5 進捗度の設定	5
6 優先度の設定	6
7 下野市の現状	9
II しもつけ重点戦略	17
III 施策の概要	19
A：心豊かに暮らせる創造と躍進のまち	
1章 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	19
2章 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり	27
3章 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり	31
B：心安らかに暮らせる安全・安心なまち	
4章 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり	37
5章 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり	45
6章 市民と行政の協働による健全なまちづくり	51
附属資料	
I 策定の方針及び経緯	57
II 総合計画市民懇話会	62
III 総合計画審議会	67
IV 前期・後期基本計画施策事業比較表	71
V 総合計画の補足資料	77

後期基本計画

【平成 24 年度～27 年度】

I 序論

II しもつけ重点戦略

III 施策の概要

A：心豊かに暮らせる創造と躍進のまち

B：心安らかに暮らせる安全・安心なまち

I 序 論

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 18 年 1 月の合併後、平成 20 年 3 月に、下野市として初めての総合計画を策定し、各施策を推進してきました。

この後期基本計画は、この総合計画の集大成として、将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」を目指して策定するものです。

計画策定にあたりましては、大きく変動する社会経済情勢や前期基本計画掲載事業の進捗状況、多様化する市民ニーズ、現下の厳しい財政状況などを踏まえて、施策・事業の選択と集中を行うとともに、行財政改革に努め、限られた行財政資源の有効活用を図っていくことを基本としています。

この後期基本計画では、市民一人ひとりが将来の下野市づくりに向け展望が開けるよう、施策・事業を着実に推進し、「下野市らしさ」の実現を目指します。

※写真を挿入

2 基本構想・基本計画等

下野市のまちづくりの計画体系は、基本構想・基本計画・実施計画の3つから構成されています。(P.3 基本構想(施策体系図) 参照)

(1) 基本構想

【計画期間 8 年(平成 20 年度～平成 27 年度)】

今後の下野市の方向性を示すもので、市の現状と将来の見通し、市の将来像、施策の展開方向、施策大綱を明らかにしています。

(2) 基本計画

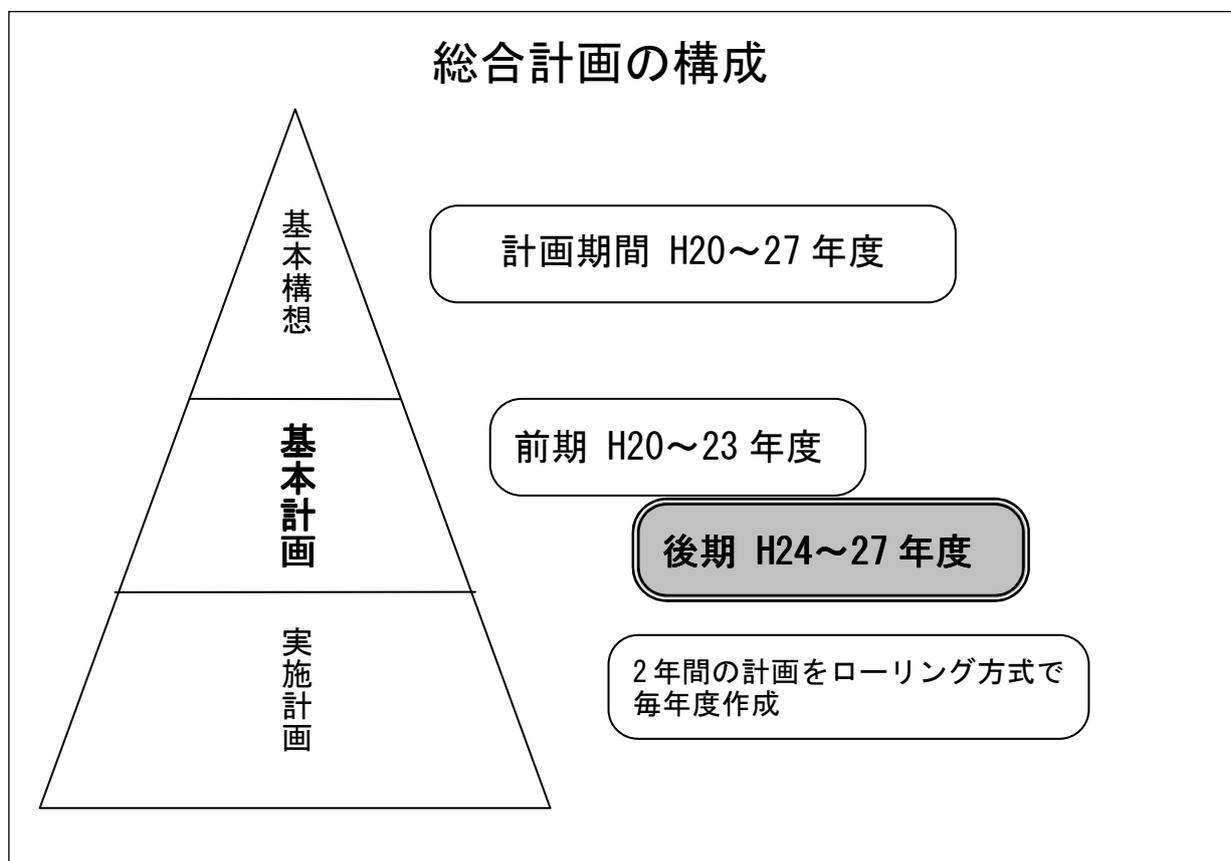
【計画期間 4 年(前期:平成 20 年度～平成 23 年度・後期:平成 24 年度～平成 27 年度)】

基本構想を踏まえ、今後実施していく施策の内容を明らかにしています。各施策は、施策大綱に従って体系的に示すとともに、個別施策を計画的に進めるための具体的指針を定めています。

(3) 実施計画

【計画期間 2 年(毎年度ローリング)】

基本計画で示した施策体系に基づく具体的な事業計画を明らかにしています。2か年を期間として、ローリング方式で毎年度作成します。



基本構想（施策体系図）

基本構想

将来像

施策の展開方向

基本目標

基本施策

思いやりと交流で創る
新生文化都市

A
心豊かに暮らせる、
創造と躍進のまち

B
心安らかに暮らせる、
安全・安心なまち

- 1章 みんなで学び文化を育む
ふれあいのまちづくり
- 2章 知恵と意欲で
創造性豊かなまちづくり
- 3章 都市と田園が共生する
快適な環境で躍進する
まちづくり
- 4章 安心して暮らせる健康で
明るいまちづくり
- 5章 豊かな自然と調和した
快適で安全なまちづくり
- 6章 市民と行政の協働による
健全なまちづくり

- (1) 次代を担う人材の育成
- (2) 生涯にわたる学びの機会の充実
- (3) 豊かに暮らす文化の振興
- (1) 大都市近郊農業の振興
- (2) 工業・商業の振興
- (3) シティ・セールスの推進
- (1) 秩序ある土地利用と快適な住環境づくり
- (2) 人に優しい交通環境の整備
- (3) うるおいのある緑環境の整備
- (1) 生涯健康のまちづくり
- (2) 支えあいのまちづくり
- (3) 保険・年金の充実
- (4) 消費生活の向上
- (1) 快適な環境の創造
- (2) 安全・安心なまちづくり
- (3) 快適な水環境の形成
- (1) 協働のまちづくりの推進
- (2) 行財政運営の充実
- (3) 広域行政の充実

しもつけ重点戦略

- 重点戦略1. 「日々の暮らしを守る」
- 重点戦略2. 「交流・きずなをつくる」
- 重点戦略3. 「強みを発揮する」

3 下野市の基本計画の特徴

この基本計画では、分野別施策に関する基本構想の考え方（施策大綱）を受けて、平成24～27年度末を目標とする4年間に実施していく施策の内容を明らかにしています。

基本計画を絵花的な内容ではなく、実効性のあるメリハリの効いた計画にするため、分野別指標、満足度、施策・事業の進捗度・優先度を設定しました。これらによって、施策の趣旨や目標、満足度の向上に向けた取組を明確にし、基本構想で掲げた将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」の実現のため、選択と集中による持続可能な地域経営を目指します。

さらに、施策・事業のうち、後期計画期間中に重点的・戦略的に取り組むものについては、施策の概要の前段で「しもつけ重点戦略」として掲げます。この重点戦略には、基本計画の目標年次（平成24年度～27年度）までには完結しない施策・事業も含まれていますが、目標の達成に向け、重点的に推進するものとします。

- 分野別指標……………基本目標達成のため、代表的な指標を掲げ、施策ごとに目標値を設定します。
- 現状と課題……………各施策分野に関する下野市の現状と課題を記載します。
- 基本方針……………市の今後の取組について、各施策分野の趣旨や目指すべき目標や成果などを中心に記載します。
- 満足度……………各施策の実施を通じて、市民意識調査による満足度の維持充実・向上を図ることを記載します。
- 施策・事業内容……………各施策分野における具体的な施策や事業等を掲載し、担当課、進捗度、優先度を記載します。

4 満足度の考え方

満足度は、平成18年度及び平成22年度に行った市民意識調査結果（P.62 附属資料参照）に基づき、5つのランクに整理しています。

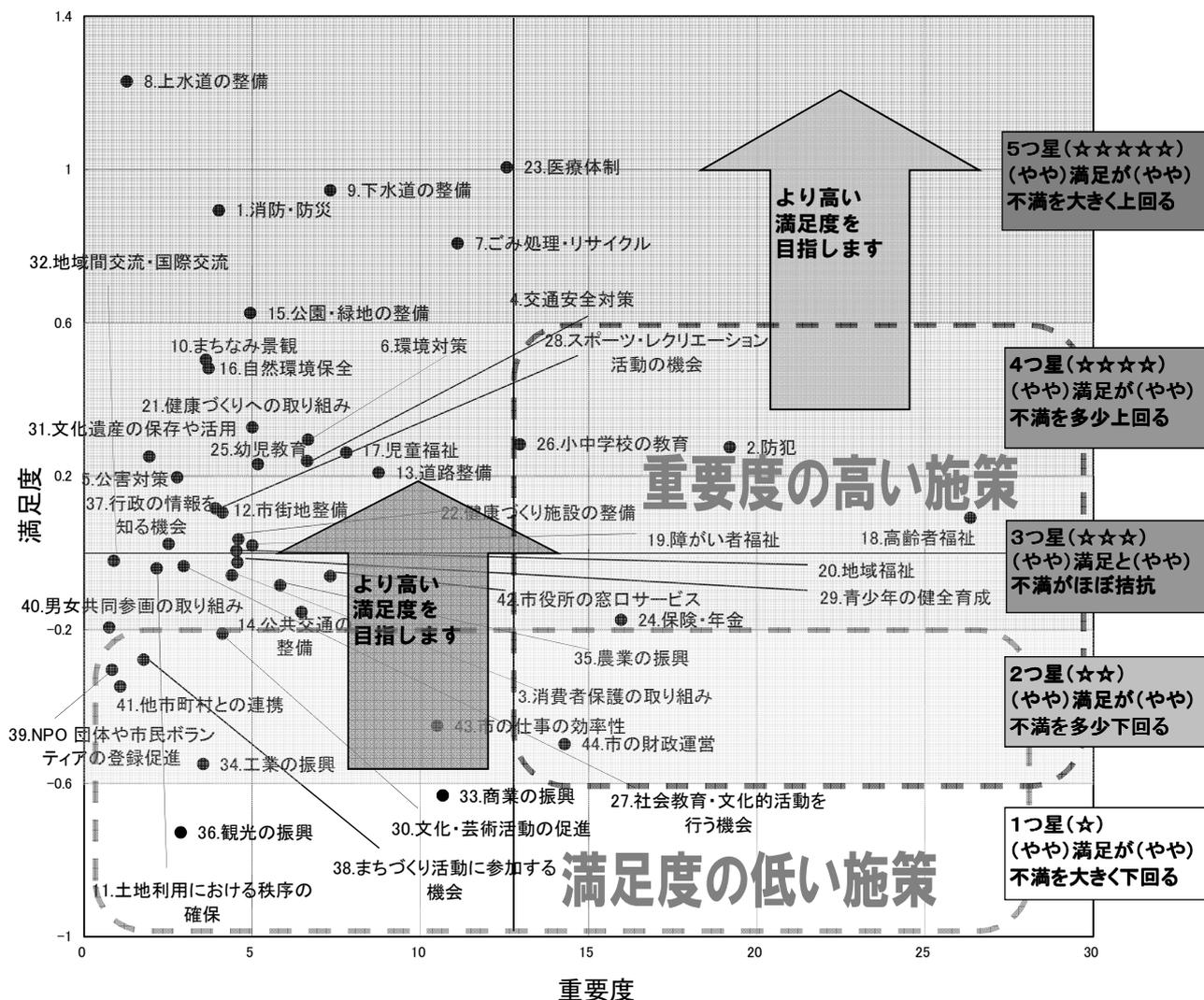
5つ星（★★★★★）	：満足度が高い
4つ星（★★★★）	：満足度がやや高い
3つ星（★★★）	：どちらともいえない
2つ星（★★）	：満足度がやや低い
1つ星（★）	：満足度が低い

基本計画では、各施策の現状の満足度を5つのランクで標記した上で、将来の目標値を一定のルールにより設定しています。

平成22年度実施の市民意識調査結果により、市民満足度の低い施策（★の数が1つ又は2つ）及び、満足度がある程度得られている施策（★の数が3つ又は4つ）で重要度の高い施策については、満足度の1ランク向上を目指し、その他の施策については満足度の維持充実を目指して、行政はもとより市民・民間事業者との協調・連携によって、適切な施策展開を図っていきます。

また、「施策・事業内容」及びその優先度設定を検討する際に、この満足度の推移を参考にするなど、市民の意向を踏まえた施策展開を図り、市民満足度を定期的に把握するため、市民意識調査を定期的に行っていきます。

満足度・重要度の散布図



5 進捗度の設定

進捗度は、前期計画期間（平成 20 年度～平成 23 年度）の事務事業の進捗状況を A～D の 4 区分で記載しています。

- A：成果が上がっている
- B：おおむね成果が上がっている
- C：あまり成果が上がっていない
- D：成果が上がっていない

また、進捗度は平成 23 年度末時点での内部評価を記載し、後期計画期間（平成 24 年度～平成 27 年度）中に開始する事務事業については、「新規」と記載します。

6 優先度の設定

厳しい財政状況の中、市民の納得を得ながら「最小の経費で最大の効果」を挙げるためには、「あれもこれも」の事業展開から「あれかこれか」による事業の選択と集中が欠かせません。

そのため、事務事業評価により事業の優先度設定を毎年行い、事業の重点化と取捨選択を行います。具体的には「施策・事業内容」において、各施策・事業を「事業の性質」（分類1～5）と「事業を取り巻く状況」（A～F）の2つの観点から分類します。

「事業を取り巻く状況」は、

- 事業の緊急性
- 事業の必要性
- 事業の熟度
- 事業見直し、経費節減の余地

などから、分類したものです（P.7 図参照）。

「事業の性質」は、基本構想における「施策の展開方向」に示した「心豊かに暮らせる、創造と躍進のまち」「心安らかに暮らせる、安全・安心なまち」を実現するための視点に立ち、

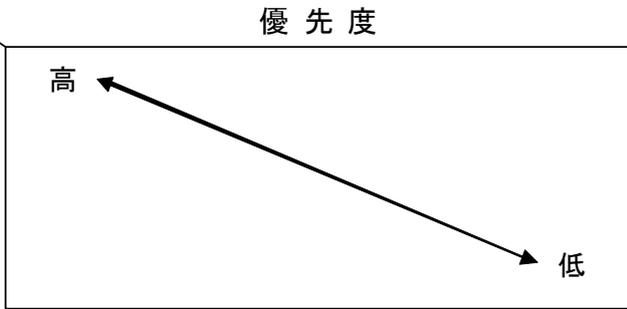
- 生命財産の保証の度合い
- 豊かさの創造の度合い
- 事業実施に関する市の裁量の度合い
- 事業の義務的度合い

などを考慮しながら、分類したものです（P.7 図参照）。

本市では、基本構想で提示したPDCAサイクルの実行を踏まえ、市民と行政の協働による行政評価を行い、毎年度作成される事業計画（実施計画）で、主要な施策・事業の計画内容及び優先度について見直しを行います。

総合計画事業の優先度設定の考え方

事業の性質	施策の展開方向						
	心豊かに暮らせる、創造と躍進のまち						
	心安らかに暮らせる、安全・安心なまち						
	分類1	分類2	分類3	分類4	分類5		
	全市民の生命・財産を守るために必要な事業	市民の疾病や障がい、経済的困窮など不利な状況を軽減するために必要な事業	地方自治体が一般に行っている標準的行政サービス	市の将来の発展に向けて必要な投資的事业	市民の経済的・文化的・精神的豊かさをさらに伸ばす事業		
事業を取り巻く状況	A	1-A	2-A	3-A	4-A	5-A	基本計画に掲載
	B	1-B	2-B	3-B	4-B	5-B	
	C	1-C	2-C	3-C	4-C	5-C	
	C'	1-C'	2-C'	3-C'	4-C'	5-C'	
	D	1-D	2-D	3-D	4-D	5-D	
	E	1-E	2-E	3-E	4-E	5-E	
	F	1-F	2-F	3-F	4-F	5-F	

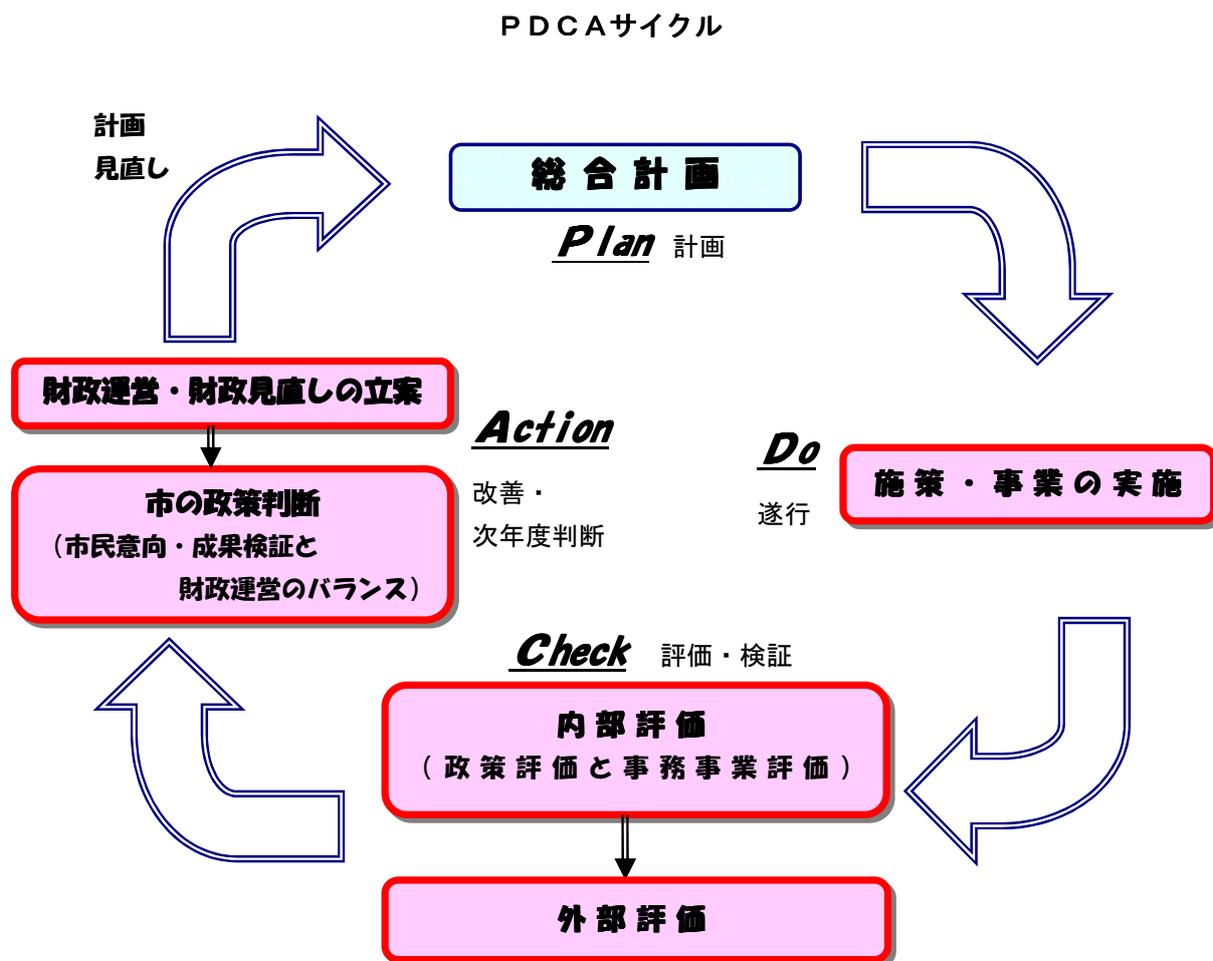


- 「事業を取り巻く状況」による分類
より緊急性が高く、事業を行う環境が整っているものを優先します
- A: 事業計画に基づき積極的に推進、国県の制度に倣い推進
 - B: 事業計画に基づき事業を推進
 - C: 事業計画の見直しを行いながら事業を推進
 - C': 事業計画の相当の見直しを行いながら事業を推進
 - D: 大幅な事業計画の見直しを行いながら事業を推進
-
- E: 事業計画を見直しのうえ事業着手を検討
 - F: 事業を廃止、凍結

PDCAの導入

計画 (Plan) は普遍のものではなく、実行に移し (Do)、結果・成果を評価し (Check)、改善・改良を加え (Action)、次の計画 (Plan) へとつなげることが必要です。

計画に位置付けられている施策・事業の前年度の取組について、PDCAサイクルを実行することによって、効率的かつ効果的なまちづくりを進めます。



7 下野市の現状

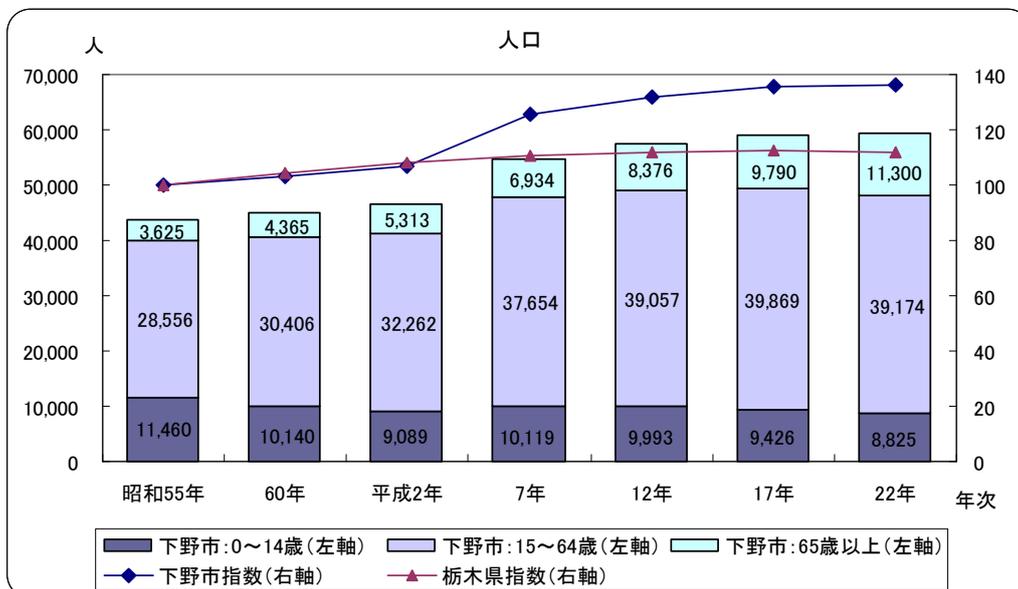
【人口・世帯】

我が国では、未婚率の上昇や晩婚化・晩産化、さらには、平均寿命の伸長などにより、少子高齢化が急速に進んでいます。

本市は、首都圏郊外の住宅地として、また、宇都宮市や小山市などの主要都市に隣接する好立地条件を活かして人口が増加してきました。

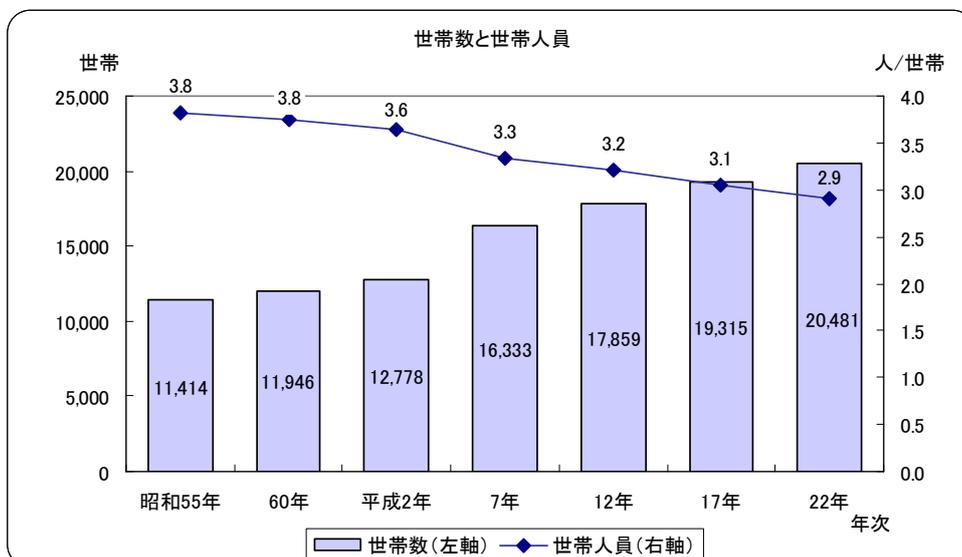
本市の人口は、平成22年は5万9,483人であり、平成17年の5万9,132人に比べ351人(0.6%)増えました。年少人口(0～14歳)が8,825人、老年人口(65歳以上)が1万1,300人と、老年人口が年少人口を大きく上回っています。世帯数は、2万481世帯で、平成17年の1万9,315世帯に比べ1,166世帯(6.0%)増えました。

国勢調査によると、人口減少が進展していますが、本市では、後期基本計画期間の人口は微増するものと見込まれます。



資料：国勢調査

(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、昭和55年の人口を100とした場合の指数

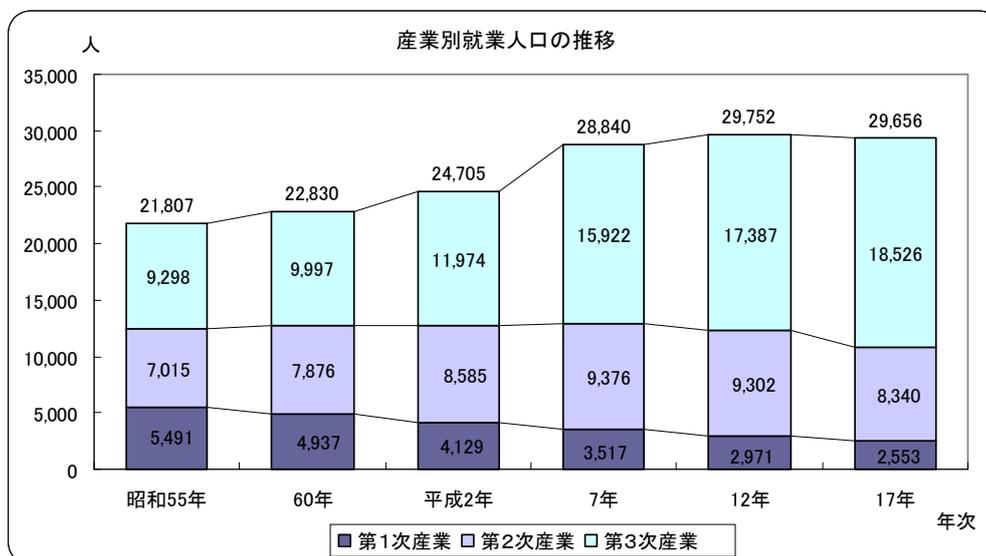


資料：国勢調査

【就業人口】

平成 17 年度の就業人口は 2 万 9,656 人となっており、これまで一貫して増加しています。

産業分類別では、第 1 次産業の減少が顕著である一方、第 2 次産業は平成 7 年以降ほぼ横ばい、第 3 次産業は増加傾向にあります。



資料：国勢調査

【産業、経済】

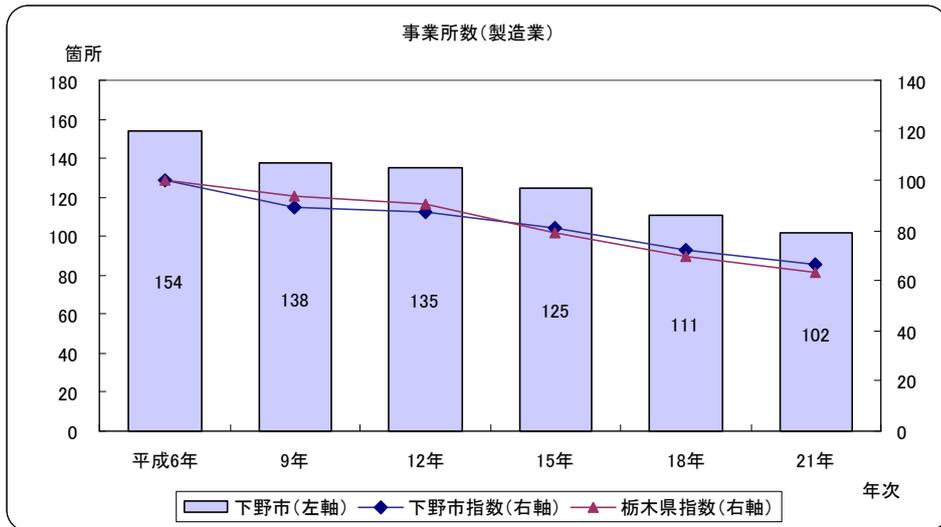
経済のグローバル化や国内経済の規模縮小を背景に、企業は生産拠点を国外に移転させています。さらに、平成 20 年に発生した世界同時不況は、我が国の経済にも多大な影響を及ぼしました。

こうした中、激しさを増す地域間競争を乗り越えるため、活力ある地域として新たな特性を発見し、地域経済の活性化や雇用創出に取り組むことが求められています。

本市の主要産業としては、農業、商業、製造業などが挙げられます。

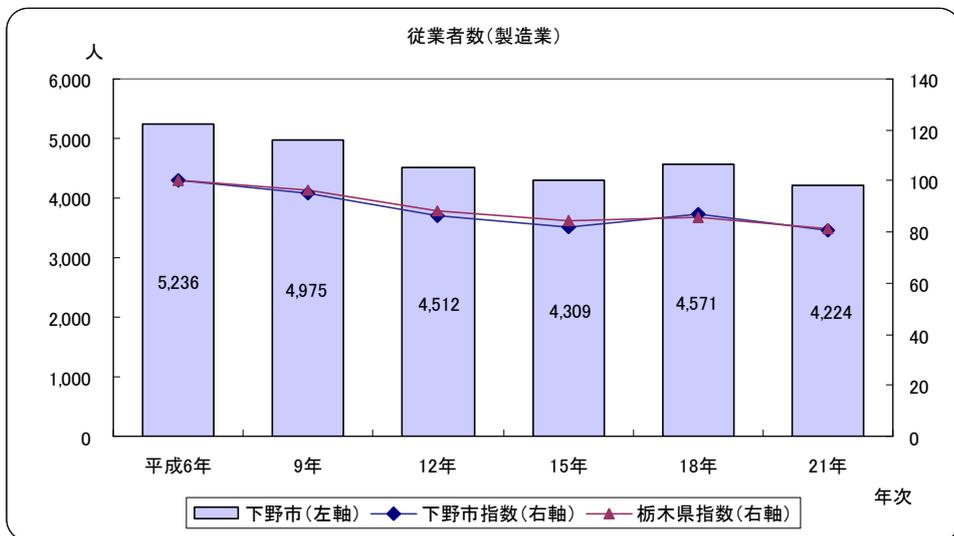
本市で、生産活動を行う事業所数、従業者数は、いずれも平成 6 年以降概ね減少傾向にあり、特に、平成 20 年から 21 年にかけて落ち込み、平成 21 年時点で 102 社、4,224 人となっています。事業所数の減少は、全国的な傾向と同様の背景があるものと考えられます。

製造品出荷額等についても、平成 20 年から 21 年にかけて落ち込み、平成 21 年時点で 1,633 億 2,000 万円となっています。全国的な動向と同様、平成 20 年秋のリーマンショックに端を発した景気後退により、製造業の生産活動が減速したものと考えられます。



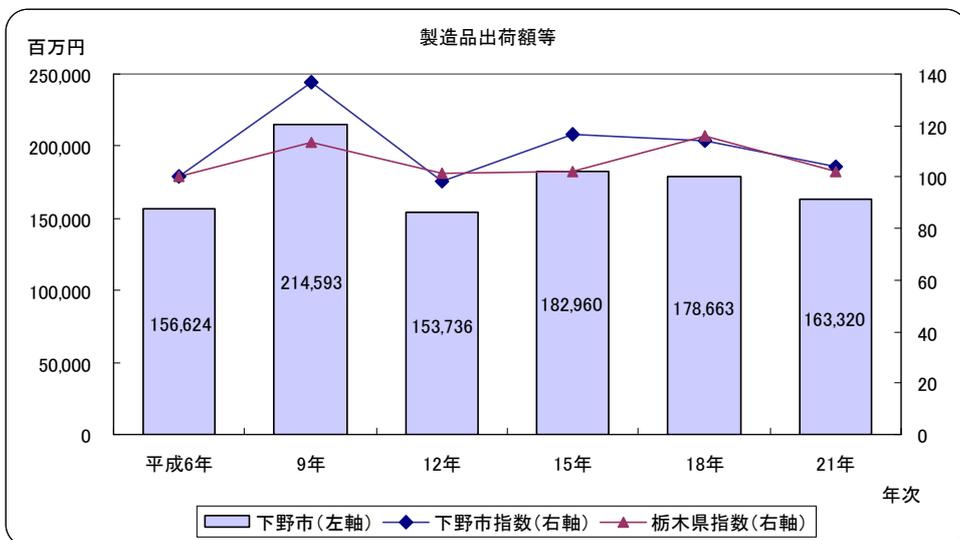
資料：工業統計調査

(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成6年の事業所数を100とした場合の指数



資料：工業統計調査

(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成6年の従業者数を100とした場合の指数

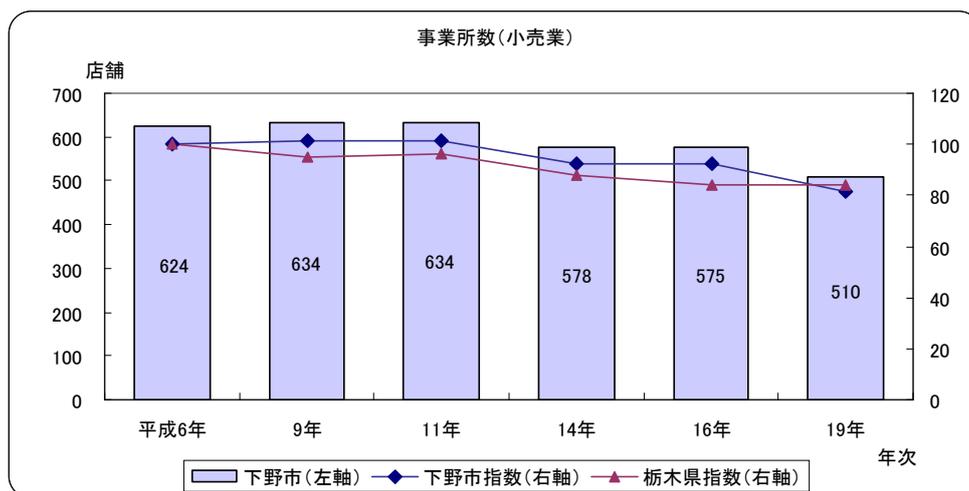


資料：工業統計調査

(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成6年の製造品出荷額等を100とした場合の指数

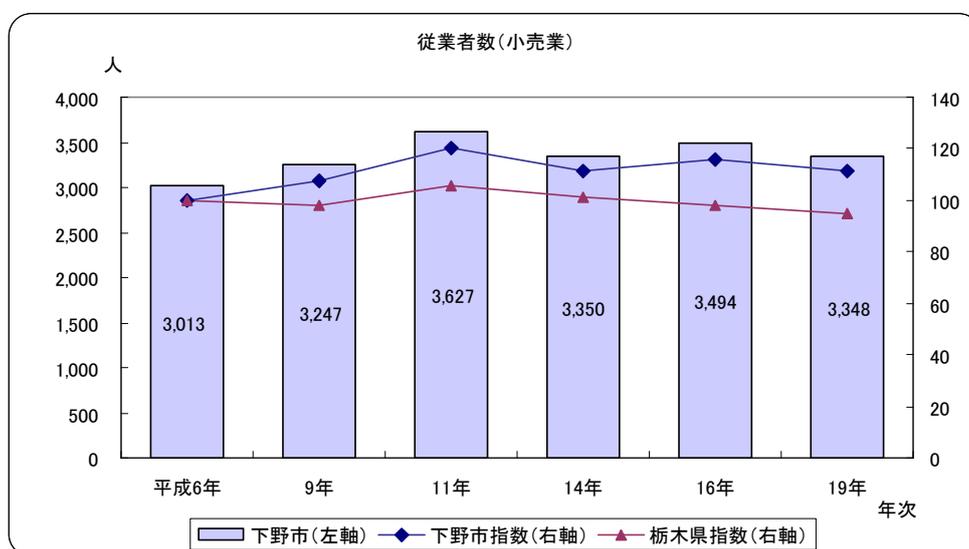
商業では、商店数は平成11年以降、大幅に減少し、平成19年時点で510店舗となっています。

一方、従業者数は平成11年以降、増加と減少を繰り返し、平成19年時点で3,348人となっています。これは、商店の大規模化が進むなど、本市の商業構造が大きく変化しているためと考えられます。結果的に、年間商品販売額は、従業者数の推移と類似しており、平成14年から16年にかけて増加し、平成16年、19年とも800億円台を推移しています。



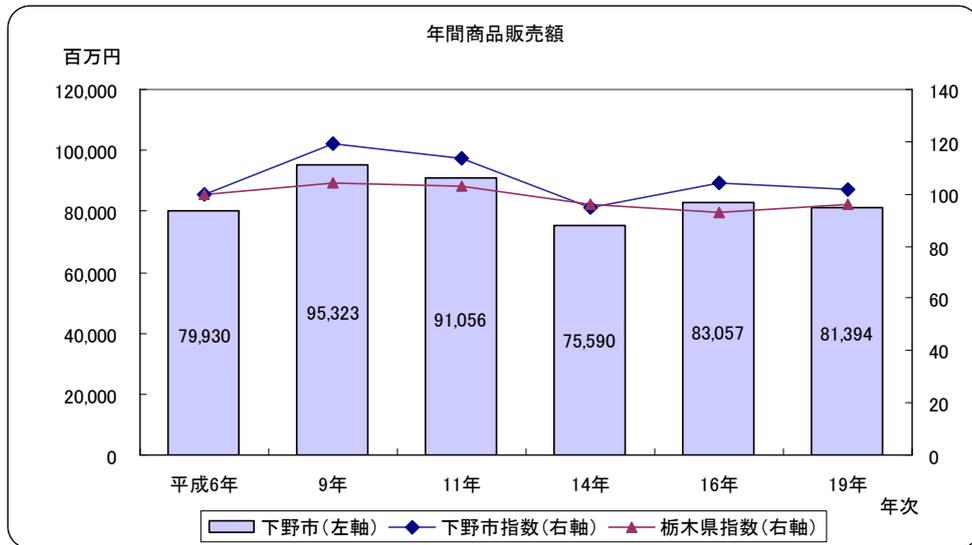
資料：商業統計

(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成6年の店舗数を100とした場合の指数



資料：商業統計

(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成6年の従業者数を100とした場合の指数



資料：商業統計

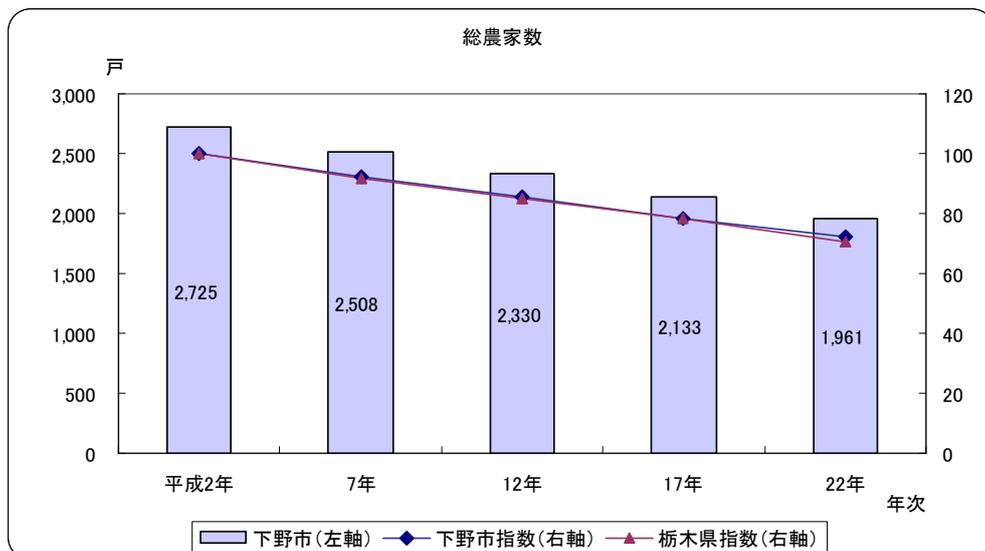
(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成6年の年間商品販売額を100とした場合の指数

農業では、農産物の輸入自由化など、グローバル化の影響下で厳しい環境が続いています。また、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）により、関税撤廃された場合の影響も懸念されています。農業者の高齢化、後継者不足も進み、今後、農業生産が行われない耕作放棄地や不作付地の増加が見込まれ、農業生産構造の脆弱化や食料供給力の低下が懸念されています。

一方で、BSE問題や残留農薬問題などを受け、消費者の食の安全・安心に対する関心は高くなっており、農産物に対する安全を確認できる生産体制が求められています。各産地では安全・安心な農産物を生産するとともに、ブランド化の取組が進められています。

また、農業者が加工・販売等にも取り組む6次産業化や商工業者等の連携による新商品開発など、新たなビジネスも生まれています。

本市では、総農家数は減少の一途であり、平成22年には1,961戸と2,000戸を割り込みました。全国的な傾向と同様、農業者の高齢化と後継者不足が見られます。



資料：農林業センサス

(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成2年の総農家数を100とした場合の指数

【保健、福祉、医療】

平成20年度から始まった後期高齢者医療制度は、被保険者の制度に対する理解が深まり広く定着してきています。

また、介護保険は、高齢化の進行により介護保険第1号被保険者数（65歳以上）の増加に伴い要介護（要支援）認定者数も毎年増加傾向にあります。第1号被保険者数は平成18年には1万人を超え、平成20年で1万695人、要介護者数は平成20年で1,391人となっています。

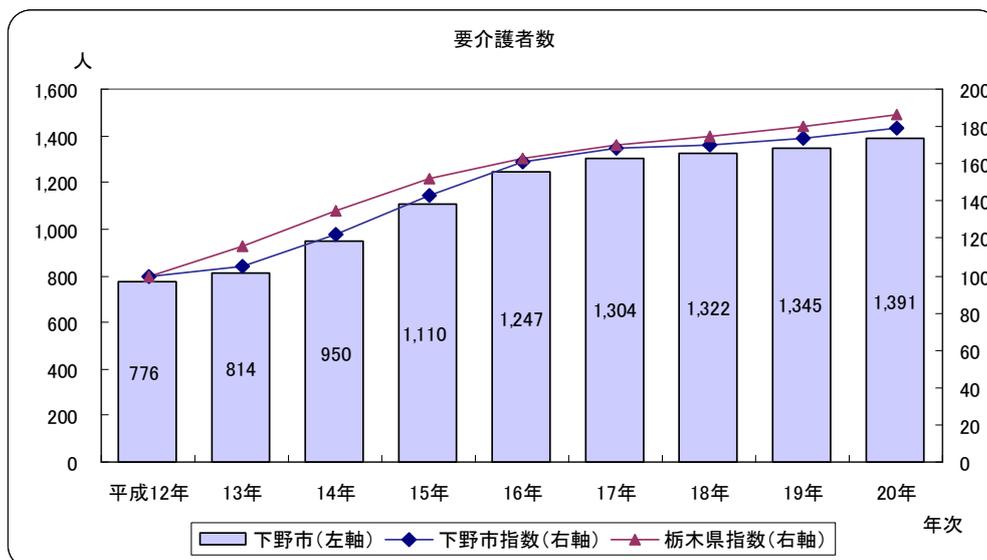
人々の価値観やライフスタイルが多様化しており、地域での人と人とのつながりが薄れる中で、子育てをしている母親などは、身近な相談相手がいないなどの理由で、育児への負担や不安を感じる人が増えています。

下野市の特徴の一つに、医療施設が大変充実していることが挙げられます。

平成20年の一般病院数等の状況は、一般病院が3箇所、一般病床が1,394床、医師が791人（医師1人当たり人口全国1位※1）となっています。



資料：下野市高齢者保健福祉計画（平成21年3月）、介護保険事業状況報告年報
 (注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成12年の被保険者数を100とした場合の指数

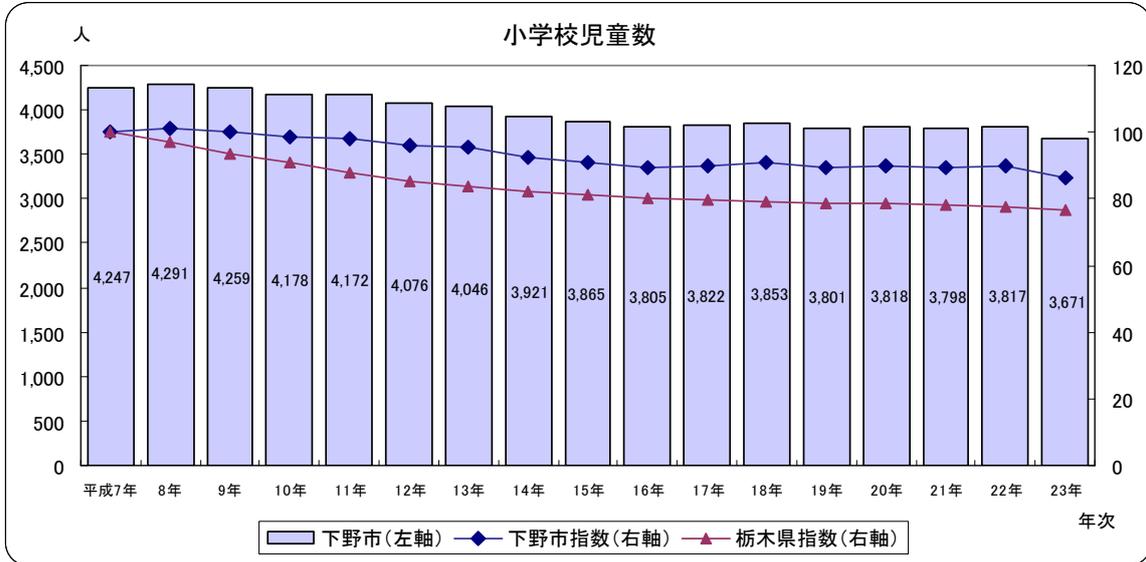


資料：下野市高齢者保健福祉計画（平成21年3月）、介護保険事業状況報告年報
 (注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成12年の要介護者数を100とした場合の指数

※1 全国809市区を対象として日本経済新聞社により実施された第3回サステナブル（持続可能な）都市調査（平成23年度）結果

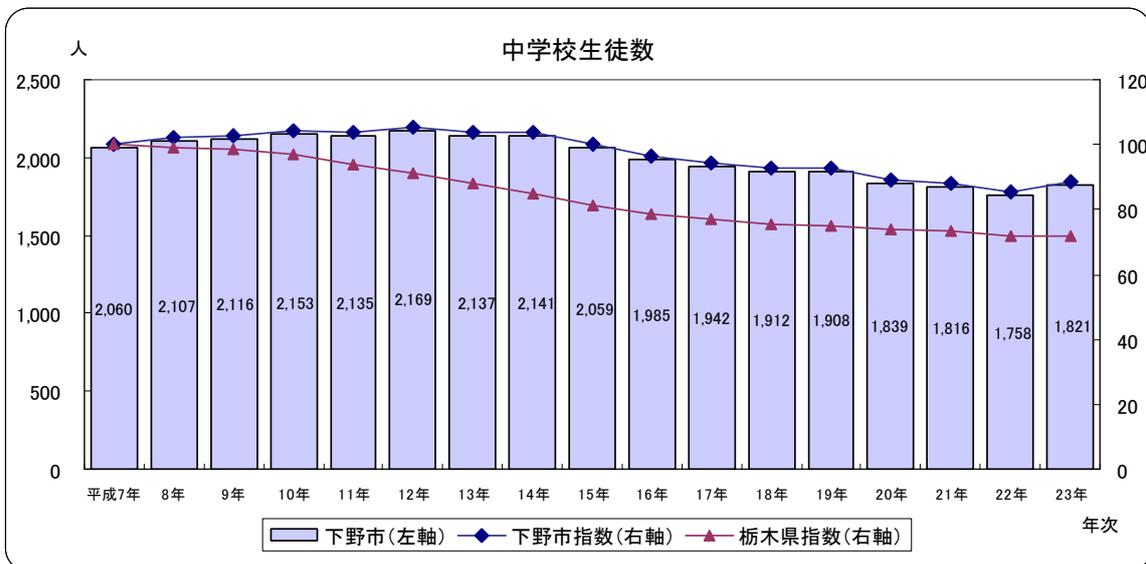
【学校教育】

少子化が進行し、小学校児童数は減少傾向にあり、平成10年の4,178人から平成23年には3,671人へと507人減少しています。また、中学校生徒数も減少傾向にあり、平成16年には2,000人を下回り、平成23年には1,821人となっています。



資料：学校基本調査

(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成7年の児童数を100とした場合の指数



資料：学校基本調査

(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成7年の生徒数を100とした場合の指数

【地域社会・コミュニティ】

少子高齢化が進む中、子どもの健全育成や高齢者の見守り、防犯活動、地域福祉活動など、地域コミュニティが果たすべき役割は今後ますます大きくなると想定されますが、地域コミュニティの衰退によるこれらの機能低下が懸念されます。

平成23年3月の東日本大震災では、避難活動や避難地生活において地域コミュニティの重要性が認識されました。これを受け、本市でも、市民が安全・安心に生活を送るための防犯・防災体制の強化が重要な課題となっています。地域の実情に応じた自主防災組織化が検討されるなど、自助・共助の精神に基づき、地域コミュニティの見直しが図られています。

また、近年、人々の間に社会貢献意識が高まりつつあり、東日本大震災では、震災後、全国各地から多くのボランティアが被災地に向けつけ、復興支援という形で貢献した人々もたくさんいます。

一人ひとりの生き方が尊重され、人と人との互いに認め合い、思いやり、支えあう、真に「心の豊かさ」を実感できる社会づくりが求められます。

※写真を挿入

Ⅱ しもつけ重点戦略

しもつけ重点戦略は、時代の潮流や本市の特色などを踏まえながら、合併 7 年目を迎えた本市が、将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」をより確実に、より効果的に実現していくために、重点的・戦略的に取り組むべき施策・事業を抽出したものです。

この戦略は、「日々の暮らしを守る」、「交流・きずなをつくる」及び「強みを発揮する」の 3 つの重点戦略から構成されています。

重点戦略に掲げられた施策・事業を着実に推進することにより、下野市民であること、下野市に住んでいることを誇りと感じ、子どもたちがいつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

さらに、人口減少社会が進展する中、これらの重点戦略により本市の活力を一層高め、本市の魅力を市内外へ積極的に発信し、人口増を目指します。

重点戦略 1. 「日々の暮らしを守る」～安全・安心な地域社会形成戦略～

東日本大震災を契機として市民が安全・安心に生活を送るための防災・防犯体制や都市基盤の強化が課題となっています。さらに、少子化の進行や核家族化などにより、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくりが求められていることから、暮らしの基本となる安全を確保し、安心で明るい地域社会の形成を推進します。

- 安全・安心な学校づくり (P. 20)
- デマンドバスの運行 (P. 34)
- 健康増進事業の推進 (P. 38)
- 高齢者の生活支援の充実 (P. 41)
- 環境基本計画の策定・推進 (P. 46)

重点戦略 2. 「交流・きずなをつくる」～協働による活力ある地域社会形成戦略～

合併してよかったという実感を全市民が共有できるようにするため、合併のメリットを最大限に活用し、市民の一体感醸成に資する取組が求められています。さらに、地域の絆を更に強化し、活力にあふれた地域社会を創る必要があります。そのため、行政と、市民や市民団体、企業、学校、各種団体等、多様な主体との協働・連携が不可欠であり、協働によるきずなづくりを推進します。

- 体育施設、地域交流センター等の整備 (P. 24、52)
- 文化芸術施設整備の検討 (P. 26)
- 自治基本条例の制定 (P. 52)
- 市民活動支援制度の導入 (P. 52)
- 市歌の制定 (P. 52)
- 新庁舎の整備 (P. 54)

重点戦略3. 「強みを発揮する」～地域資源の活用によるしもつけの魅力創造戦略～

本市は自然災害が少ないという特徴をもっており、豊かで優れた自然環境、下野薬師寺跡や下野国分寺・尼寺跡等の歴史・文化的資源、また、北関東自動車道、国道4号、新4号国道、国道352号、JR宇都宮線の3駅等の充実した交通基盤、東京方面へのアクセスが容易な地理的優位性、さらに、自治医科大学附属病院を中心とした地域医療の充実など、多くの優れた地域資源があります。これらの豊かな地域資源を積極的に活用し、新たな魅力づくりを推進します。

- 文化財展示収蔵施設の整備 (P. 26)
- 6次産業化の推進 (P. 28)
- 観光振興計画の策定・推進 (P. 30)
- 地域ブランドの確立 (P. 30)
- 三王山地区市有地の整備 (P. 36)
- 救急医療体制の充実 (P. 38)

Ⅲ 施策の概要

A：心豊かに暮らせる、創造と躍進のまち

1章 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり

1 (1) 次代を担う人材の育成

■ 分野別指標

指 標 名		過去 (H19)	現状値 (H23)	目標値 (H27)
自ら学ぶ意欲	小学生	3.41	3.43	3.45
	中学生	3.35	3.44	3.46

(最高値：4.00)

■ 現状と課題

教育活動については、学校の安全・安心の確保が強く求められており、地域・家庭・学校との連携を一層進めることが必要です。

幼児教育については、個別支援を必要とする幼児の増加により、小学校の受入れ体制の強化が求められ、幼稚園・保育園・小学校の緊密な連携が必要です。

学校教育については、特別支援教育※1、食育※2、情報教育、小学校での外国語教育等の充実が必要です。さらに、郷土愛を育む教育も必要です。

また、今後の児童生徒数の変化に対応し、学校の適正規模、配置の検討を行い、住民の意向を踏まえた学校の再編が必要です。

学校施設については、安全・安心な学校生活を送れるよう良好な教育環境の確保が必要です。また、学校のエコ化が推進されており、太陽光発電装置の設置が必要です。

■ 基本方針

教育活動については、教育環境の質的向上のため、地域・家庭・学校の三者の連携強化による地域教育力の向上を図ります。

幼児教育については、幼稚園・保育園・小学校の緊密な連携等を図ります。

学校教育については、児童生徒のより良い教育環境と効果的な教育の実現に向け、教育内容の充実を図ります。また、地域に興味・関心と誇りをもたせるため、ふるさと学習を行います。

学校施設については、学級定員の見直しによる増改築や、老朽化による校舎及び体育館の耐震改修、給食施設の改築、校庭や老朽化したプールの改修、太陽光発電装置の設置等、施設や設備の充実に努めます。

※1 従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD（学習障がい）、ADHD（注意／欠陥多動性障がい）、高機能自閉症を含めて、障がいのある児童・生徒に対して適切な教育等を行う事業

※2 食べ物をバランスよく食べ、望ましい食生活が送れるための能力を小さいうちから身につけさせること（消費者に対し「食」の安全に関する知識、「食」の選び方や組み合わせ方などを教えること）

■ 満足度

「小中学校の教育」については、一定の満足度を得られており、過去と比較すると改善しています。今後も、教育内容や学校施設の充実に努め、満足度の向上を図ります。

また、「幼児教育」についても、一定の満足度を得られ、過去と比較すると改善しています。今後も、幼稚園・保育園・小学校との連携等を図り、満足度の維持充実に努めます。

項 目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
小中学校の教育	★★★★☆	★★★★☆	★★★★★
幼児教育	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【地域ぐるみの教育活動の推進】			
○市民協働による開かれた学校づくり (ファミリエ下野教育運動※1、ふれあい学習の推進による地域教育力の向上)	B	学校教育・生涯学習課	3-B
○安全・安心な学校づくり (スクールガード支援)	B	学校教育課	重点戦略1
【幼児教育の充実】			
○幼稚園・保育園・小学校との連携	B	教育総務・学校教育課	3-C'
○幼稚園就園奨励費の助成	B	教育総務課	3-C'
○幼稚園第二子等保育料の減免助成	B	教育総務課	3-C'
○幼稚園の特色ある運営及び特別支援児教育の支援	B	教育総務課	3-B
○幼稚園での子育て支援	B	教育総務課	3-C'
【教育環境の充実】			
○学校適正配置の推進 (市立小・中学校の規模及び配置の適正化)	新規	教育総務課	3-A
○教育委員会事業の点検・評価	B	教育総務課	3-B
○教育のつどいの開催	B	教育総務課	5-B
○児童の表彰 (小学校児童の良さを見い出して表彰)	B	教育総務課	3-B
○奨学金の貸付	B	教育総務課	3-B
○学校教育サポート (関係諸機関と連携)	B	学校教育課	3-B
○教育研究所の運営 (調査研究、教職員研修、教育相談、社会科副読本等の編集)	B	学校教育課	3-B

※1 地域・家庭・学校が一体となって進める下野市独自の市民教育運動を展開し、市民総ぐるみで本市の子どもの健全な成長を図るための運動。「ファミリエ」(Familie)は、下野市が交流しているドイツの言葉で「家族」を意味する。

事業内容	進捗度	担当課	優先度
○小中連携教育の推進 (先進地調査研究、教科・領域研究)	B	学校教育課	3-B
○特色ある教育活動の推進	B	学校教育課	5-A
○スクールアシスタントの配置 (学校生活支援員[介助・図書]・学級支援指導助手・ 情報アドバイザーの配置)	B	学校教育課	3-A
○外国語教育の推進 (外国語指導助手の配置)	B	学校教育課	3-B
○情報教育の推進 (ICTの活用)	B	学校教育課	3-A
○下野ふるさとの大発見 (下野市の伝説集の作成・活用)	新規	学校教育課	3-B
【学校施設の充実】			
○体育館の耐震補強・改築 (石橋地区小学校体育館)	A	教育総務課	4-A
○校舎の大規模改修 (国分寺中等)	B	教育総務課	4-A
○プールの改修 (老朽化プールの内面・ろ過機等改修)	B	教育総務課	3-C'
○石橋地区学校給食施設の改築	B	学校教育課	4-A
○学級定員変更に伴う増改築 (教室不足の解消)	B	教育総務課	4-A
○学校のエコ改修 (太陽光発電装置の設置)	B	教育総務課	3-C'
○校庭の改修 (南河内第二中等の校庭の排水不良の解消・整地)	B	教育総務課	3-D

1 (2) 生涯にわたる学びの機会の充実

■ 分野別指標

指 標 名	過去	現状値 (H23)	目標値 (H27)
市民活動支援サイト 「Youがおネット」登録会員数	—	32 団体	50 団体

■ 現状と課題

生涯学習については、ライフスタイルに応じ自由に学べる多様な場や機会の提供が求められています。

公民館などの講座では、地域や生活に密着した課題等に関する講座が不足し、市民の意識や関心を高める学習機会が必要です。

市民の価値観が多様化している中、様々なまちづくりの課題に適切に対応していくため、市民活動団体等、多くの主体と行政との協働推進が必要です。

公民館については、施設が老朽化し、安全面や機能面に配慮した整備が必要です。

青少年の健全育成については、青少年育成支援者養成講座の受講者が減少しています。

スポーツ・レクリエーション活動については、近年の余暇時間の増大や健康志向等により、市民のスポーツに対するニーズが多様化しており、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境整備や機会の充実を図る必要があります。

■ 基本方針

生涯学習については、多様化した市民の学習ニーズに応えるため、関係機関及び団体と連携を深め、多くの市民が参加できる機会の提供や自主的な学習活動の支援を推進します。

公民館については、老朽化に対応した耐震改修を進めます。

図書館については、民間委託や指定管理者制度等を導入し、管理運営の効率化に努めます。

青少年の健全育成については、青少年育成指導者の確保を図るため、指導者養成の学習機会の充実に努めます。

スポーツ・レクリエーション活動については、引き続き「市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”の推進」を基本理念として、市民の誰もが、生涯にわたってスポーツが楽しめる環境整備を進めるとともに、総合型地域スポーツクラブ※1の自主運営を進めます。

また、スポーツ施設の老朽化に対応した施設の整備・拡充を図ります。

※1 子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、身近な地域でスポーツに親しむことができるスポーツクラブ

■ 満足度

「社会教育・文化的活動を行う機会」については、一定の満足度が維持されています。今後も、生涯学習の推進に取り組み、満足度の維持充実に努めます。

「青少年の健全育成」については、過去と比較すると満足度の改善が見られます。今後も、関係機関等との連携協力による各種活動を展開し、満足度の維持充実に努めます。

「スポーツ・レクリエーション活動の機会」については、過去と比較すると満足度が維持されています。今後も、スポーツ・レクリエーション活動を推進し、満足度の維持充実に努めます。

項 目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
社会教育・文化的活動を行う機会	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆
青少年の健全育成	★★☆☆☆	★★★★☆	★★★★☆
スポーツ・レクリエーション活動の機会	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【生涯学習の推進】			
○社会教育の推進 (社会貢献活動実践者の育成・支援、市民情報化の推進)	C	生涯学習課	5-B
○生涯学習の推進 (生涯学習推進協議会等の運営、ふれあい学習等の推進)	B	生涯学習課	5-B
○公民館の管理運営	C	生涯学習課	5-C'
○公民館施設の整備 (耐震補強・大規模改修)	新規	生涯学習課	3-D
○図書館の管理運営 (指定管理者制度等導入、子どもの読書活動推進計画の推進)	C	生涯学習課	5-C'
○生涯学習情報センターの管理運営 (市民活動支援サイトの充実)	B	生涯学習課	5-C'
【青少年の健全育成】			
○青少年健全育成の推進 (児童・生徒とボランティア団体・行政関係者等との交流)	B	生涯学習課	5-C'
【スポーツ・レクリエーション活動の推進】			
○スポーツ推進計画の策定・推進	C	スポーツ振興課	5-C'
○スポーツに親しむ機会の提供 (市民体育祭・スポーツ教室等の開催、スポーツ団体の育成・支援)	B	スポーツ振興課	5-C'
○総合型地域スポーツクラブの自立・支援	B	スポーツ振興課	5-B
○体育施設の整備・拡充 (陸上競技場等)	新規	スポーツ振興課	重点戦略2
○体育施設の管理運営 (運営改善・老朽化対応)	C	スポーツ振興課	5-C'

1 (3) 豊かに暮らす文化の振興

■ 分野別指標

指 標 名		過去 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H27)
国指定史跡の公有化率		60.1%	60.7%	62.0%
国内交流協会会員数	個人会員	—	78人	100人
	法人・団体会員	—	6団体	15団体
国際交流協会会員数	個人会員	381人	630人	660人
	法人会員	37団体	49団体	55団体

■ 現状と課題

文化・芸術活動については、市民が一堂に会せる文化施設がないため、他施設を利用しています。今後、文化芸術活動の拠点となる施設が必要です。

文化遺産については、下野薬師寺、下野国分寺等の史跡を、市民団体、自主学習グループの活動の「場」としての利用が高まっています。

また、史跡地の遺構の整備が進んでいますが、史跡から出土した遺物の展示場所は限られるため、展示収蔵施設の確保が必要です。

国内交流（地域間交流）については、香川県高松市との交流を進めるため、平成22年に国内交流協会を発足させました。

国際交流については、ドイツ連邦共和国ディーツヘルツタール市との交流を進めるため発足した国際交流協会の会員数が増加しています。今後は、国際交流への理解を一層推進する必要があります。

■ 基本方針

文化・芸術活動については、心豊かな人づくりのため、文化の鑑賞・発表等の機会の提供を進めます。また、文化芸術施設の整備について検討を進めます。

文化遺産については、史跡の整備とあわせ、文化財の総合的な活用を図るため、展示収蔵施設を整備します。

国内交流については、教育、文化、スポーツ等、様々な分野において地域間交流を進めます。

国際交流については、国際感覚豊かな人材を育成し、国際交流や異文化の相互理解を一層推進していきます。

■ 満足度

「文化・芸術活動の促進」については、過去と比較すると満足度の低下が見られます。市民がスムーズに参加、活動できるような文化・芸術活動の促進に努め、満足度の向上を図ります。

「文化遺産の保存や活用」については、一定の満足度が維持されています。今後も、文化遺産を活かした事業を展開し、満足度の維持充実に努めます。

「地域間交流・国際交流」については、一定の満足度が維持されています。今後も、事業の推進に取り組み、満足度の維持充実に努めます。

項目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
文化・芸術活動の促進	★★★★☆	★★☆☆☆	★★★★☆
文化遺産の保存や活用	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆
地域間交流・国際交流	★★★★☆	★★☆☆☆	★★★★☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【文化・芸術活動の促進】			
○文化芸術活動の推進 (文化芸術団体の支援、市民文化祭の開催)	C	文化課	5-B
○グリムの森・グリムの館の管理運営・活用	B	文化課	5-B
○文化芸術施設整備の検討	新規	文化課	重点戦略2
【文化遺産の保存と活用】			
○文化財・史跡の保護	B	文化課	5-C'
○重要遺跡の発掘調査 (甲塚古墳等)	B	文化課	5-C'
○史跡下野国分寺跡の保存整備	B	文化課	5-B
○史跡下野国分尼寺跡の保存整備	新規	文化課	5-B
○史跡下野薬師寺跡の保存整備	B	文化課	5-C'
○薬師寺ふるさと歴史の広場の管理運営・活用	B	文化課	5-C'
○文化財展示収蔵施設の整備	新規	文化課	重点戦略3
【国内交流の推進】			
○小学校児童の派遣・受入	C	生活安全課	5-D
○地域間団体の交流	C	生活安全課	5-D
○国内交流協会への活動支援	B	生活安全課	5-D
【国際交流の推進】			
○交流員の配置	C	生活安全課	5-B
○中学校生徒の派遣・受入	C	生活安全課	5-B

2章 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり

2 (1) 大都市近郊農業の振興

■ 分野別指標

指 標 名	過去 (H20)	現状値 (H23)	目標値 (H27)
認定農業者経営面積 (1人当たり)	45,913 ㎡	52,020 ㎡	58,000 ㎡

■ 現状と課題

農業については、農業従事者の減少や高齢化が進み、耕作放棄地が増加しています。

農業経営については、認定農業者の確保・育成を図りながら、経営規模の改善を図っていく必要があります。

農村環境については、本市の自然環境を保全し、環境負荷を軽減するため、農村地域の環境保全活動が必要です。

農業生産基盤については、農産物の生産及び販売額の向上を図るため、ほ場整備等による基盤の強化が必要です。

■ 基本方針

農業経営については、本市農業の安定的な発展を図るため、農業担い手を育成するほか、農地の集積確保等による経営規模拡大を進めるなど、経営改善を推進します。

農村環境については、農村地域の環境保全活動を推進します。

農業生産基盤については、経営規模拡大と農業生産基盤の強化を図るため、ほ場や農道等の整備を進めます。

■ 満足度

「農業の振興」については、過去と比較すると、改善が見られます。今後は、農業生産基盤の整備を進めながら、農業の経営改善と農村環境の保全に取り組み、満足度の維持充実に努めます。

項 目	過去 (H18)	現状 (H22)	将来 (H27)
農業の振興	★★☆☆☆	★★★★☆	★★★★☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【農業経営の改善】			
○農業担い手の支援 (認定農業者の育成・支援)	B	農政課	5-B
○農業経営高度化の支援	B	農政課	5-C'
○農地の集積確保	B	農政課	5-C
○農業近代化・経営基盤強化資金への利子補給	B	農政課	5-B
○水田農業の構造改革	B	農政課	3-B
○ブランド野菜生産の支援 (ブランド野菜発掘・生産支援)	C	農政課	5-B
○地産地消の推進 (ガイドマップ作成、学校給食への計画的地元農産物の使用)	B	農政課	3-B
○畜産業の振興	C	農政課	5-A
○6次産業化※1の推進 (農畜産物等の加工・販売・PRの支援)	新規	農政課	重点戦略3
【農村環境の保全】			
○農村地域の環境保全	B	農政課	5-B
○環境保全型農業の推進	B	農政課	5-C'
○農業用廃ビニール等の処理対策	B	農政課	5-B
【農業生産基盤の整備】			
○県営ほ場整備の推進	B	農政課	4-C'
○県単独土地改良の推進	B	農政課	4-C'
○市単独農業農村整備の推進	B	農政課	4-D
○石橋南部ほ場整備地区内集出荷施設の建設	C	農政課	4-C'
○江川・五千石ほ場整備地区内歩道の整備	C	農政課	4-C'
○土地改良施設維持管理の適正化	B	農政課	5-C'
○地籍調査の推進	B	農政課	3-B

※1 農畜産物の生産(第1次産業)だけでなく、食品加工(第2次産業)、流通、販売(第3次産業)にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、農業者自身が付加価値を得て農業を活性化させること(1次×2次×3次=6次)

2 (2) 工業・商業の振興

■ 分野別指標

指 標 名	過去 (H18)	現状値 (H21)	目標値 (H27)
事業所数 (医療・福祉・教育の事業所は除く)	1,919 所	1,983 所	2,000 所

■ 現状と課題

平成 20 年 9 月の世界同時不況や平成 23 年 3 月の東日本大震災により、我が国経済の課題は顕在化しています。

このような中、地域経済の活性化や雇用の確保が求められているほか、商工業の振興のため、運転資金等の融資制度を継続していく必要があります。

■ 基本方針

商工業については、経済を支える商工会を支援するとともに、制度融資の充実を図ることにより、中小企業への支援を行い、地域経済全体の活性化を促進します。

雇用対策については、既存企業に対して雇用確保への支援を行うとともに、新たな企業立地への取組を推進します。

■ 満足度

「商業の振興」については、低い値にとどまっています。商工会運営支援等により、商業の振興を促進し、満足度の向上を図ります。

「工業の振興」についても、満足度はやや低い値にとどまっています。地域での雇用確保に努め、満足度の向上を図ります。

項 目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
商業の振興	★☆☆☆☆	★☆☆☆☆	★★☆☆☆
工業の振興	★★☆☆☆	★★☆☆☆	★★★☆☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【商・工業の振興】			
○商工会への運営支援	C	商工観光課	5 - C'
○商工業の振興 (共通商品券発行、産業祭支援等)	B	商工観光課	5 - B
○中小企業への支援 (制度融資充実、利子補給)	B	商工観光課	5 - B
○県南公設地方卸売市場への運営支援	B	商工観光課	5 - B
【雇用対策の充実】			
○雇用支援の推進	B	商工観光課	5 - C
○企業立地の促進	新規	商工観光課	5 - B

2 (3) シティ・セールスの推進

■ 分野別指標

指 標 名	過去 (H18)	現状値 (H22)	目標値 (H27)
市観光客入込数	685,516 人	553,462 人	1,100,000 人

■ 現状と課題

近年では、地域のホスピタリティやエコツーリズム等、地域の特性を活かした魅力ある観光地づくりが進められています。本市では、案内看板・ガイドマップ等を市民協働で作成し、観光振興を図っています。

本市のシティ・セールスのため、観光イベント等により、観光ニーズを捉えた効果的な情報発信が必要です。

■ 基本方針

本市のイメージやブランド力を高めるため、自然や歴史、文化、特産（かんぴょうやいちご等）を、「魅力ある観光資源」として有効活用し、シティ・セールスを推進していきます。

また、飛躍的な交流人口の増加をもたらすなど、本市のシティ・セールスの拠点施設となった「道の駅しもつけ」を最大限に活用し、より効果的な情報発信に努めます。

さらに、地域の観光資源を連携させた観光ネットワークの形成を推進し、地域社会や経済の活性化を促進します。

■ 満足度

「観光の振興」については、満足度が低い値にとどまっています。今後は、観光資源を有効に活用し、シティ・セールスに取り組み、満足度の向上を図ります。

項 目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
観光の振興	★☆☆☆☆	★☆☆☆☆	★★☆☆☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【観光の振興】			
○市観光協会への運営支援	C	商工観光課	5-C'
○観光イベントの開催 (天平の花まつり・菊まつり等)	B	商工観光課	5-C'
○「道の駅しもつけ」の活用	A	商工観光課	5-B
○観光振興計画の策定・推進	新規	商工観光課	重点戦略 3
○地域ブランドの確立 (下野市ブランド認定制度の設立)	新規	商工観光課	重点戦略 3

3章 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり

3 (1) 秩序ある土地利用と快適な住環境づくり

■ 分野別指標

指 標 名	過去 (H17)	現状値 (H23)	目標値 (H27)
住宅用地面積	1,047.9 ha	—	1,083.0 ha

(下野市都市計画マスタープラン：H17 基準年次・H27 中間年次・H37 目標年次)

■ 現状と課題

土地利用については、JR宇都宮線の3駅を中心に市街地が形成されています。さらに、新庁舎が自治医大駅西側に計画され、コンパクトシティ※1の形成が期待されます。

また、土地区画整理事業※2による住環境の向上と良好な宅地の供給を行っていますが、事業の早期完了が求められます。

住環境については、民間住宅の耐震化が遅れており、施策の充実や啓発活動が必要です。

■ 基本方針

土地利用については、市街地と農村区域が調和した魅力ある都市が形成されるよう、将来人口や財政状況を考慮し、費用対効果※3を検証しながら、適切で秩序ある推進を図ります。

住環境については、市民が安全で快適に暮らせるよう、景観の保全を図るとともに、耐震化向上に向けた啓発活動を通して住環境の整備に取り組みます。

■ 満足度

「市街地整備」については、一定の満足度が維持されています。今後も、費用対効果を検証しながら秩序ある土地利用を進め、満足度の維持充実に努めます。

「まちなみ景観」については、過去と比較すると満足度が向上しています。今後も、安全で快適な住環境の整備を進め、満足度の維持充実に努めます。

項 目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
市街地整備	★★★★☆☆	★★★★☆☆	★★★★☆☆
まちなみ景観	★★★★☆☆	★★★★☆☆	★★★★☆☆

※1 都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと

※2 土地区画整理法に基づき、道路・公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業

※3 支出した費用に対して得られる効果のこと

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【土地利用の推進】			
○都市計画マスタープランの見直し	B	都市計画課	3-D
○土地区画整理の推進 (仁良川地区・石橋駅周辺地区)	C	区画整理課	4-B
【住環境の整備】			
○住宅環境向上の推進 (生垣奨励補助、住宅耐震診断補助)	C	都市計画課	3-B

3 (2) 人に優しい交通環境の整備

■ 分野別指標

指 標 名	過去 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H27)
道路改良率※1	61.2%	62.6%	64.0%

■ 現状と課題

市内の道路・橋梁等の中には、高度経済成長期に整備した道路等も多く、老朽化への計画的な対応が必要です。

また、道路の中には、未整備区間もあり、円滑な交通の確保が求められています。

交通環境については、JR宇都宮線3駅のバリアフリー化が進んでいます。今後は、自治医大駅から新市庁舎建設予定地につながる周辺道路のバリアフリー化が必要です。

公共交通網については、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保する必要があります。

■ 基本方針

道路・橋梁については、市幹線道路網整備計画に基づき、国県、近隣市町との連携のもと、計画的な整備及び維持管理を進めます。

交通環境については、ノーマライゼーション※2のコンセプトを踏まえ、人に優しい交通環境の整備を進めます。

公共交通網については、市民の日常生活を支えるため、快適な移動が可能なデマンドバス※3を適正に運行します。

■ 満足度

「道路整備」については、過去と比較すると満足度が大きく改善しています。今後も、計画的に道路・橋梁の整備等を進め、満足度の維持充実に努めます。

「公共交通の整備」については、過去と比較すると満足度が改善しています。交通環境の整備等に努め、満足度の維持充実に努めます。

項 目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
道路整備	★★☆☆☆	★★★★☆	★★★★☆
公共交通の整備	★★☆☆☆	★★★★☆	★★★★☆

※1 規格改良済道路延長/実道路延長×100

※2 障がいがある人もない人も、すべての人が社会の一員として共に生きる社会が本来の姿であるという考え方

※3 電話等による利用希望に応じ、自宅から目的地まで（目的地から自宅まで）運行する形態のバス

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【道路・橋梁の整備】			
○主要幹線道路の整備	B	建設課	4-A~D
○生活道路等の整備	B	建設課	4-A~D
【道路・橋梁の維持管理】			
○道路・橋梁の維持管理	B	建設課	4-C'
○生活道路等の維持管理	B	建設課	3-B
【交通環境の整備】			
○自治医大駅周辺バリアフリーの整備	B	都市計画課	4-A
【公共交通網の充実】			
○デマンドバスの運行	B	生活安全課	重点戦略 1

3 (3) うるおいのある緑環境の整備

■ 分野別指標

指 標 名	過去 (H18)	現状値 (H21)	目標値 (H27)
市民1人あたり都市公園面積	7.34 m ²	7.78 m ²	11.77 m ²

■ 現状と課題

公園・緑地は、市民に憩いの場を提供するとともに、防災の観点からも必要です。老朽化した公園の再生を目指し、近隣住民に安全・安心な公園を提供できるよう取り組む必要があります。

今後も、地域で親しまれる公園にするため、自治会や地域コミュニティ、ボランティア団体等と連携・協働して管理していく必要があります。

■ 基本方針

公園・緑地については、市民が安心して憩える緑・水辺空間を創出します。特に、公園の維持管理では、市民と行政との協働による管理運営のあり方の検討、取組を行うとともに、維持管理体制づくりを進めます。

また、郷土の豊かな自然が将来にわたって継承されるよう「緑の基本計画」の策定及び河川水路の保全管理を進めます。

■ 満足度

「公園・緑地の整備」については、満足度は高くなっています。今後も、公園・緑地の整備と適切な管理に取り組み、満足度の維持充実に努めます。

「自然環境の保全」については、過去と比較すると満足度の向上がみられます。今後も、自然環境の保全に取り組み、満足度の維持充実に努めます。

項 目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
公園・緑地の整備	★★★★☆	★★★★★	★★★★★
自然環境の保全	★★★☆☆	★★★★☆	★★★★☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【公園・緑地の整備】			
○公園の維持管理	B	都市計画課	3-C'
○下古山地内公園の整備	B	都市計画課	4-C'
○仁良川地内公園の整備	新規	都市計画課	4-D
○（仮称）ふれあい緑地公園の整備 （仁良川土地区画整理の調整池）	B	区画整理課	4-B
○三王山地区市有地の整備	新規	都市計画課	重点戦略3
【自然環境の保全】			
○緑の基本計画の策定・推進	C	都市計画課	5-C'
○河川水路の保全管理 （鬼怒川、田川、姿川）	B	建設課	3-C'

4章 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり

4 (1) 生涯健康のまちづくり

■ 分野別指標

指 標 名	過去 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H27)
健康であり幸せと感じる人の割合	89.2%	91.7%	92.0%
がん検診受診率	—	30.0%	36.0%
運動習慣の定着化率	—	23.0%	35.0%

(運動習慣の定着化率：健康しもつけ 21 プラン)

■ 現状と課題

医療体制については、休日や夜間などの救急医療機関が整備されていますが、本来、重症患者の治療を担う医療機関（大学病院や総合病院等）に軽症患者が来院するなど、医療機関の役割の違いについて、市民の理解を求めることが必要です。

健康づくりについては、がん検診等の受診環境を整備したことにより、受診率は向上し、約 30%に達していますが、今後も、未受診者への受診勧奨や啓発活動が必要です。

また、糖尿病予防や生活習慣病予防の相談・教室を開催していますが、参加者数に偏りがあり、周知方法の改善が必要です。

ストレス社会による「うつ」や「精神疾患」で悩んでいる本人・家族への健康相談を開催していますが、制度の周知が課題です。

ふれあい館・きらら館・ゆうゆう館については、施設の安全管理のため修繕等の対応が求められるとともに、運営方法等の見直しが課題です。

■ 基本方針

医療体制については、安心して適切な医療が受けられるよう整備を図ります。特に、医療資源を有効に活用するため、救急医療制度を市民へ周知するとともに、身近な医療機関にかかりつけ医をつくる働きかけを行います。

健康づくりについては、次代を担う子どもから働き盛りの青壮年、高齢者まで健康やかに暮らせるよう、病気の早期発見・早期治療のための検診体制を継続するとともに、健康教育や健康相談を実施していきます。

健康づくり施設については、地域住民の健康増進、人との交流、やすらぎの場を提供するため、効果的な管理運営に取り組みます。

■ 満足度

「医療体制」については、他地域と比較して恵まれていることもあり、高い満足度が得られています。今後も、医療体制の整備を図り、満足度の維持充実に努めます。

「健康づくりへの取組」については、過去と比較すると満足度の改善がみられます。今後も、市民の健康づくりを推進し、満足度の維持充実に努めます。

「健康づくり施設の整備」については、過去と比較すると満足度が改善しています。今後も、既存の健康づくり施設の管理運営により、満足度の維持充実に努めます。

項目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
医療体制	★★★★☆	★★★★★	★★★★★
健康づくりへの取組	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆
健康づくり施設の整備	★★☆☆☆	★★☆☆☆	★★☆☆☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【医療体制の整備】			
○救急医療体制の充実	A	健康増進課	重点戦略3
○新型インフルエンザ対策の推進	A	健康増進課	2-B
【健康づくりの推進】			
○母子保健の推進 (新生児訪問指導、妊産婦健康診査、育児相談・学級、親子教室)	B	健康増進課	2-A
○乳幼児健康診査の推進 (乳幼児健康診査、育児支援、ブックスタート事業)	B	健康増進課	2-B
○歯の健康づくりの推進 (フッ素塗布、歯科相談・健康教育)	B	健康増進課	2-B
○思春期保健の推進	B	健康増進課	2-B
○青年期生活習慣病の予防 (青年期生活習慣病検診、小児生活習慣病予防教育)	B	健康増進課	2-B
○予防接種の推進	A	健康増進課	2-A
○結核予防対策の推進	B	健康増進課	2-B
○がん予防対策の推進	A	健康増進課	2-A
○食生活改善推進員の育成	B	健康増進課	3-B
○不妊治療の助成	B	健康増進課	2-A
○健康増進事業の推進 (健康診査・健康相談・健康教育)	B	健康増進課	重点戦略1
○自殺予防対策の推進	B	健康増進課	2-B
【健康づくり施設の充実】			
○ふれあい館・ゆうゆう館・きらら館施設の充実 (運営改善)	C	社会福祉課	5-C'

4 (2) 支えあいのまちづくり

■ 分野別指標

指 標 名	過去 (H18)	現状値 (H23)	目標値 (H27)
学童保育室数	—	18 箇所	19 箇所
子育て相談実施場所	16 箇所	17 箇所	18 箇所
日中一時支援事業	21 箇所	23 箇所	25 箇所

(学童保育室数：下野市次世代育成支援後期行動計画)

指 標 名	過去 (H20)	現状値 (H23)	目標値 (H27)
地域ふれあいサロンの設置数	4 箇所	9 箇所	15 箇所
老人クラブ数	44 団体	41 団体	44 団体

■ 現状と課題

子育てについては、近年、地域の人と人とのつながりが薄れ、身近に相談相手がないなどの理由で、育児への負担や不安を感じる人が増えており、子育て支援が重要です。

児童福祉については、通報・相談内容が複雑かつ多様化しており、関係機関との綿密な連携等、適切な対応が求められます。

保育については、少子化の中でも乳児保育の需要が増えています。

母子家庭を含めた要支援家庭が増加傾向にあり、保育園の役割は増大しています。また、障がい児を預かる場所が不足しているなど、障がい児をもつ親が就労できる環境の確立が求められます。

市立保育園では、保育士の年齢に偏りが生じ、民間保育園の設置や市立保育園の民間移管化が必要です。

生活保護については、毎年、保護率が増加していますが、保護を受けられない要保護者が存在し、制度の適正な運用が求められます。

高齢者福祉については、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加しており、様々な生活支援や健康づくり、介護予防のための取組が必要です。さらに、地域社会が変容する中、高齢者の雇用確保と生きがいづくりを進めていくことが必要です。

■ 基本方針

子育てについては、次代を担う子どもたちのため、様々な保育ニーズに応える事業を展開し、子育てサービスの充実を図るとともに、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応、保護者への指導・支援、また、関係機関との綿密なネットワークを構築して総合的な子育て支援体制を整備します。

こども園への対応については、公立と民間で特化できる機能を推進し、保育ニーズに応えつつ、国で検討されている幼保一元化※1について適宜対応していきます。

障がい者福祉については、第3期障がい者福祉計画に沿った施策を実施します。

生活保護については、生活困窮者の把握や不正受給の防止を図り、市民の生活保障の確保に努めます。

高齢者福祉については、高齢者がいつまでも自分らしく生活でき、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生きがい活動支援や介護予防を充実させます。

※1 幼稚園と保育所の施設や運営を一体化すること。平成18年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、幼保一体化施設として認定こども園制度が開始された。

■ 満足度

「児童福祉」については、過去と比較すると満足度が大幅に改善しています。安心して子どもを生み育てられる環境を実現し、満足度の維持充実に努めます。

「障がい者福祉」については、一定の満足度が得られています。今度も、障がい者の自立と社会参加を支援することにより、満足度の維持充実に努めます。

「高齢者福祉」については、過去と比較すると改善がみられます。より一層、生きがいづくりと介護予防に取り組み、満足度の向上を図ります。

項 目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
児童福祉	★★☆☆☆	★★★★☆	★★★★☆
障がい者福祉	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆
高齢者福祉	★★☆☆☆	★★★★☆	★★★★☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【児童福祉・子育て支援】			
○手当の適切な支給 (児童手当、児童扶養手当、遺児手当)	B	児童福祉課	3-A
○助成制度の充実 (こども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、妊産婦医療費助成)	B	社会福祉課	2-A
○地域子育て支援センター事業の充実	B	児童福祉課	3-B
○学童保育の向上(学童保育室整備・学童保育運営) (南河内・国分寺東・国分寺駅西・国分寺姿西児童館・薬師寺・吉田東・緑・祇園・石橋・古山・石橋北・細谷小)	B	児童福祉課	3-C'
○児童館事業の充実 (南河内・石橋・国分寺東・国分寺駅西・国分寺姿西児童館)	B	児童福祉課	3-C'
○訪問・相談の実施 (養育支援訪問、生後4か月までの全戸訪問、児童家庭相談)	B	児童福祉課	2-A
○ファミリー・サポート・センター※1事業の充実	B	児童福祉課	3-C'
○こども発達支援センター「こぼと園」事業の充実	B	社会福祉課	2-C
○(仮称)石橋児童館複合施設の整備	C	児童福祉課	3-C'
○保育園の育児環境の向上 (保育園運営、保育園広域保育委託、保育園特別保育の推進)	B	児童福祉課	3-C'
○認可外保育施設への支援	B	児童福祉課	3-B
○病気回復期乳幼児の一時預かり	B	児童福祉課	3-C'

※1 地域において、育児等に関して、援助を行いたい人と受けたい人とが会員となって相互に支えあう組織

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【こども園への対応】			
○こども園制度への移行推進	B	児童福祉課	3-C'
【保育園整備の推進】			
○民間保育園の設置	新規	児童福祉課	3-A
【障がい者福祉の充実】			
○重度心身障がい者への医療費助成	B	社会福祉課	2-A
○障がい者の地域生活支援 (相談支援、コミュニケーション支援、日中一時支援、 地域活動支援センター事業等)	C	社会福祉課	3-B
○障がい者の自立支援 (介護給付、訓練等給付)	C	社会福祉課	3-A
○障がい者への給付 (障がい者各種手当、更生医療費、補装具給付等)	C	社会福祉課	3-B
○障がい者施設整備の推進 (日中活動の核となる施設の整備検討)	新規	社会福祉課	3-C
【高齢者の生きがいくりと生活支援】			
○高齢者保健福祉計画(次期)の策定・推進	B	高齢福祉課	3-B
○地域包括支援センター※1事業の充実	B	高齢福祉課	3-A
○高齢者の生活支援の充実 (配食サービス、安否確認システムの配置、ねたきり 老人等介護手当、ねたきり老人等紙おむつ購入券給 付、地域ふれあいサロン等)	B~C	高齢福祉課	重点戦略1
○高齢者の介護予防の充実 (訪問型栄養指導、通所型介護予防[運動、栄養、口腔])	C	高齢福祉課	3-A~C
○老人クラブ活動への協力支援	C	高齢福祉課	5-C'
○シルバー人材センターの育成支援	B	高齢福祉課	5-B
【生活保護の適正実施】			
○生活保護世帯への保障	C	社会福祉課	2-B
【地域福祉の充実】			
○社会福祉協議会への支援	B	社会福祉課	3-C'
【特定疾患福祉の充実】			
○特定疾患患者福祉手当の支給	C	社会福祉課	2-C

※1 地域における高齢者の暮らしを支えるため、介護や福祉、医療等の総合的な相談や介護予防の支援などを行う地域の中核機関として、市町村又はその委託を受けた法人が設置するもの

4 (3) 保険・年金の充実

■ 分野別指標

指 標 名	過去	現状値 (H23)	目標値 (H27)
人間ドック受診率	—	3.9%	4.5%

(現状値は H22 実績)

■ 現状と課題

国民健康保険については、少子高齢化や長引く経済不況の影響で、厳しい財政状況が続き、国民健康保険税の調定額及び徴収率が低下しています。

人間ドックの受診者数は、毎年 3～5%増加していますが、受診率は全体の 3.9%にとどまっており、受診率の向上が課題です。

年金については、市民の年金制度に対する不安を取り除く取組が必要です。

介護保険については、高齢化の進行により、第 1 号被保険者数、要介護(要支援)認定者数が毎年増加しています。このため、各種介護サービス利用者の増加に応じた施設等の充実及び高齢者への介護予防のための取組が必要です。

■ 基本方針

国民健康保険については、市民が適切な医療サービスを受けられるよう、国民健康保険の適正な運用に努めます。国民健康保険税の徴収率向上のため、滞納者に対する早期対応や、納税相談・指導などに努めます。また、後期高齢者医療制度については、栃木県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の適正な運用に努めます。

人間ドックについては、広報等を活用し市民によりわかりやすく周知するとともに、定期的な健診の実施を促します。

年金については、市民の年金制度に対する不安を解消できるよう、広報等を活用し各種相談に対応します。

介護保険については、高齢者の自立生活の維持・向上を図るため介護予防を充実し、各種介護サービス利用者の増加に応じた施設等の充実に取り組みます。

■ 満足度

「保険・年金」は、過去と比較して改善されています。今後、制度の改正等は先行き不透明で、老後の不安を抱える市民も多く、また、ますます高齢者は増加し、国民健康保険・年金受給者の増加が見込まれるため、保険・年金の理解を深める広報・相談の充実を努め、満足度の向上を図ります。

項 目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
保険・年金	★☆☆☆☆	★★★★☆	★★★★☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【保険・年金事業の充実】			
○国民健康保険事業の充実	B	市民課	2 - A
○国民年金制度の啓発・相談サービスの充実	B	市民課	2 - B
○後期高齢者医療事業の充実	B	社会福祉課	2 - A
○介護保険事業の充実	B	高齢福祉課	2 - A

4 (4) 消費生活の向上

■ 分野別指標

指 標 名	過去 (H18)	現状値 (H22)	目標値 (H27)
消費生活に伴う相談及び問い合わせ件数	55 件	257 件	250 件
消費生活に関する一般向け講座及び参加人数	4 回 44 人	7 回 330 人	10 回 500 人

■ 現状と課題

架空請求や悪質訪問販売による被害が発生し、消費生活に関する関心が高まっています。

平成 16 年に消費者保護基本法の改正により消費者基本法が施行され、平成 21 年には消費者庁が設立されました。消費者は、「保護される者」から「自立する消費者」への転換を望まれています。

本市は、消費生活の向上のため消費者まつりを実施しました。今後も、消費者・事業者・地域・行政が一体となって消費生活の向上に取り組む必要があります。

■ 基本方針

消費者行政については、被害を防止するため、広報等を通じた情報の提供、相談業務の実施、消費生活講座の開催、消費者教育の充実など、意識啓発や意識高揚の向上に努め、消費者の自立支援に取り組めます。

■ 満足度

「消費者保護の取組」に対する市民の満足度は、過去と比較すると改善がみられます。今後、多様化する被害の防止に努め、被害にあった場合には、市民自身が適切に判断し、行動できるよう迅速な対応を行うことにより、満足度の維持充実に努めます。

項 目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
消費者保護の取組	★★☆☆☆	★★★★☆	★★★★☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【消費者行政の推進】			
○消費生活センターの運営	B	生活安全課	5-B
○消費者団体の活動支援	C	生活安全課	5-B
○消費者まつりの開催	B	生活安全課	5-B
○消費生活基本計画の推進	B	生活安全課	5-B

5章 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり

5 (1) 快適な環境の創造

■ 分野別指標

指 標 名	過去 (H19)	現状値 (H23)	目標値 (H27)
市民1人1日あたり ごみ排出量	786 g/人/日	739 g/人/日	724 g/人/日

(下野市一般廃棄物処理基本計画)

■ 現状と課題

ごみ処理については、小山広域保健衛生組合で処理している南河内・国分寺地区と宇都宮市（クリーンパーク茂原）に委託している石橋地区の2つの体制に分かれており、市内統一化が課題です。

環境については、地球温暖化の進行により、異常気象による自然災害や水・食料不足などが一層深刻になることが懸念されます。エネルギーの消費を抑制し、廃棄物の発生抑制や再利用等を推進することが必要です。

東日本大震災による原子力発電事故に伴い、放射線の人体への影響が懸念されていますので、市民が安心して生活できるよう、正確な情報を提供していくことが必要です。

斎場については、石橋地区で使用していた新宇都宮斎場「悠久の丘」が管外扱いとなり、小山聖苑を管内使用できている南河内・国分寺地区との市内統一化が課題です。

中大領地区市営墓地の建設については、事業計画に沿って事業を進めることが必要です。

■ 基本方針

ごみ処理や斎場については、引き続き広域事業を推進します。

また、一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量化計画に基づき、ごみ処理とリサイクルを推進し、ごみ減量化に努めます。

さらに、リサイクルセンター建設用地については、地域住民の理解を得ながら、期限内に取得できるよう努めます。

環境対策については、下野市環境基本計画を作成し、市民と一体となった安全・安心な環境づくりに取り組みます。

墓地については、思いやりと安らぎあふれ、快適に故人を慰霊する場を創出するため、市営墓地の整備に取り組みます。

■ 満足度

「ごみ処理・リサイクル」については、他の施策と比較して高い満足度を得ています。今後も、ごみ処理体制の広域事業を推進するとともに、減量化・資源化を推進し、満足度の維持充実に努めます。

「環境対策」については、過去と比較すると改善がみられます。今後も、市民の理解のもと、環境づくりに取り組み、満足度の維持充実に努めます。

「公害対策」については、一定の満足度が得られています。今後も、環境対策の一環として公害対策に取り組み、満足度の維持充実に努めます。

項目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
ごみ処理・リサイクル	★★★★☆	★★★★★	★★★★★
環境対策	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆
公害対策	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【ごみ処理等広域事業の推進】			
○小山広域保健衛生組合への協力支援 (廃棄物の処理、保健予防、聖苑等に関する費用負担)	B	環境課	2-A
○クリーンパーク茂原ごみ処理施設への協力支援 (石橋地区から排出される廃棄物処理費用負担)	B	環境課	2-A
○斎場の市内統一化の推進 (斎場使用料の助成)	B	環境課	2-B
【ごみ処理とリサイクルの推進】			
○ごみ処理施設等の利用に係る総合的な推進 (ごみ処理施設の統一化に向けた検討)	B	環境課	2-A
○一般廃棄物収集運搬業務の効率化	B	環境課	2-A
○不法投棄物処理対策の推進	C	環境課	2-A
○ごみ減量化の推進 (資源回収報奨金、家庭用生ごみ処理機器設置費補助)	B	環境課	3-B
○石橋地区ビニプラ分別収集運搬業務の効率化	B	環境課	2-C'
○一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量化計画の推進	新規	環境課	3-B
○学校給食生ごみ堆肥化の推進	B	環境課	3-B
【環境対策の推進】			
○環境基本計画の策定・推進	B	環境課	重点戦略 1
○公害対策の推進	B	環境課	2-B
○スズメバチ駆除費の助成	B	環境課	3-D
○地球温暖化対策の推進 (住宅用太陽光発電システム設置費補助等)	B	環境課	5-B
【市営墓地の整備】			
○中大領地区市営墓地の造成・公売の推進	B	生活安全課	3-B

5 (2) 安全・安心なまちづくり

■ 分野別指標

指 標 名	過去 (H19)	現状値 (H22)	目標値 (H27)
市内犯罪発生件数	841 件	634 件	570 件
市内交通事故発生件数	303 件	223 件	200 件
市内火災件数	28 件	14 件	12 件

■ 現状と課題

市内の犯罪については、総認知件数、身近な犯罪ともに平成 18 年をピークに減少傾向にありますが、JR 駅周辺での自転車盗難事件が依然として高い数値で推移しており、防犯対策が課題となっています。

交通安全については、高齢者の事故が多発しており、注意啓発及び教育が課題です。

交通安全施設については、交通危険箇所へのカーブミラー設置等、積極的に施策を講じることが必要です。

防災については、近年、地震、風水害等の大規模災害が多発しています。本市は、防災情報伝達システムを整備し、災害情報等、市民への円滑な周知を図ってきました。平成 23 年 3 月の東日本大震災の教訓により、更なる地域防災力及び市民防災意識の向上を図ることが急務となっています。

■ 基本方針

防犯については、市民が犯罪被害に遭わないよう、引き続き、警察や関係団体と連携した防犯活動を実施します。

交通安全対策については、交通指導員の適切な配置、警察や関係団体などと連携した啓発、高齢者を中心とした交通安全教育を実施するとともに、施設の整備を進めていきます。

消防、防災については、市民・地域社会・行政が連携強化を図り、災害時に迅速かつ適切な応急対策が実施できるよう体制の強化に努めるとともに、防災無線等の整備により、消防力の充実を図ります。

■ 満足度

「防犯」については、過去と比較すると満足度は大幅な改善がみられます。今後、高齢者等社会的弱者の増加が見込まれることから、防犯活動を推進し、満足度の向上を図ります。

「交通安全対策」については、一定の満足度が得られています。今後も、満足度の維持充実に努めます。

「消防・防災」については、他の施策に比較して高い満足度を得ています。災害の少ない地理的条件が影響していると考えられますが、東日本大震災の教訓を基に、地域防災計画の見直し等を行い、満足度の維持充実に努めます。

項目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
防犯	★★☆☆☆	★★★★☆	★★★★★
交通安全対策	★★★★☆☆	★★★★☆	★★★★☆
消防・防災	★★★★☆	★★★★★	★★★★★

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【防犯・交通安全対策の推進】			
○防犯灯の整備促進	B	生活安全課	1－B
○交通安全運動の実施	B	生活安全課	2－B
○交通指導員の配置	B	生活安全課	3－B
○交通安全施設の適正整備	B	生活安全課	2－B
【消防・防災の推進】			
○石橋地区消防組合への支援	A	生活安全課	1－B
○消防団の充実と育成	B	生活安全課	1－B
○消防団消防ポンプ自動車の更新	B	生活安全課	1－B
○消防器具置場の建替え	B	生活安全課	1－C
○防災行政無線の整備	B	生活安全課	1－C'
○防災意識の向上	B	生活安全課	1－B
(地域防災計画の見直し、防災訓練の実施、婦人防火クラブの運営、自主防災組織の育成)			

5 (3) 快適な水環境の形成

■ 分野別指標

指 標 名	過去 (H19)	現状値 (H23)	目標値 (H27)
上水道普及率	94.5%	96.7%	97.1%
下水道普及率	68.5%	71.5%	73.9%

■ 現状と課題

上水道については、現在の配水区域が合併前の旧町のままであるため、水源の有効活用と安定供給の観点から、理想的な給水区域を設定することが必要です。また、きめ細やかなサービスを一層充実させるとともに、健全な経営を実現することが必要です。

上水道施設・設備については、老朽化が見受けられ、更新や新たな配水施設等整備が必要です。

今後も、水道事業内容や安全・安心な水をPRし、市民との信頼確保を図ることが必要です。

下水道等については、公共下水道71.5%、農業集落排水12.4%、合併浄化槽3.4%、合わせて普及率87.3%となっています。今後も、未整備地区の解消を図るとともに、下水道施設の計画的改修と適切な維持管理が必要です。

■ 基本方針

上水道については、安全・安心で、良質な水を将来にわたって安定的に供給することを目指します。

また、水道利用者に対するサービス向上を図るとともに、効率的・計画的な事業経営を行うための経営計画を策定します。

下水道等については、公共下水道の計画的整備や供用開始区域内の加入を進めるとともに、管理運営の効率化を図ります。

また、生活排水処理設備の整備と維持管理に努めます。

■ 満足度

「上水道の整備」については、高い満足度を得ています。今後も、安全・安心な水を安定的に供給するとともに、水道事業内容や水に関する情報を提供し、満足度の維持充実に努めます。

「下水道の整備」については、他の施策と比較して、満足度は高くなっています。今後も、下水道の普及率向上を図り、満足度の維持充実に努めます。

項 目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
上水道の整備	★★★★★	★★★★★	★★★★★
下水道の整備	★★★★☆	★★★★★	★★★★★

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【安心、安定した供給の確保】			
○石綿セメント管の更新	A	水道課	3-C'
○配水管の拡張及び改良	A	水道課	3-C'
○水道施設の維持管理	A	水道課	3-C'
○水道施設の整備	A	水道課	3-B
○水道水源の更新	A	水道課	3-C'
【利用者サービスの向上】			
○水道料金等徴収事務の効率化	A	水道課	3-C'
【経営計画の策定】			
○中期経営計画等の作成・推進	B	水道課	3-B
【情報提供の推進】			
○水道事業の広報	B	水道課	3-C'
【生活排水処理設備の整備】			
○公共下水道の整備	A	下水道課	3-D
○特定環境保全公共下水道の整備	A	下水道課	3-D
○公共下水道の維持管理	A	下水道課	3-C'
○農業集落排水の維持管理	A	下水道課	3-C'
○浄化槽の設置促進	B	下水道課	3-C'

6章 市民と行政の協働による健全なまちづくり

6 (1) 協働のまちづくりの推進

■ 分野別指標

指 標 名	過去 (H19)	現状値 (H23)	目標値 (H27)
ボランティア団体加入者数	13,760 人	12,687 人	14,000 人

(市内ボランティア団体に加入している市民の延べ人数)

■ 現状と課題

まちづくり活動については、地域活動への関心の薄さなどから、自治会加入率が年々低下しています。

今後は、協働のまちづくりの推進のため、まちづくりのルールづくりについて検討が求められます。

市民と行政との情報共有については、個人情報保護法の趣旨の誤解により、各種の活動に支障をきたしていますので、個人情報の保護について理解が必要です。

また、光回線のサービスが市内全域に提供されました。今後は、世代間の情報格差の解消が課題です。

人権の尊重では、幼児虐待、家庭内暴力、学校内いじめ問題が報告されており、関係団体と連携して対策を図ることが必要です。本市では、平成 22 年 7 月から DV ホットラインを開設しています。

男女共同参画では、認知度向上に向け、講演会、広報、情報紙等により、啓発しています。

■ 基本方針

まちづくり活動については、市民と行政の協働によるまちづくりの機運を高めるため、自治会を中心としたコミュニティ活動を推進します。

また、まちづくりの指針となる自治基本条例※1の制定等に取り組むとともに、市民、NPO、企業等の多様な担い手によるまちづくりを推進します。

市民と行政との情報共有については、情報公開条例に基づき、市民への説明責任を果たすとともに、個人情報保護条例に基づき、市民等の権利利益を守ります。

また、誰もが ICT※2を利用し、世代間の情報格差の解消やセキュリティ対策等に適切に対処していきます。

人権の尊重については、調和の取れた豊かな社会を実現するため、人権意識啓発、人権教育を推進します。

男女共同参画の推進については、引き続き意識啓発に取り組みます。

※1 住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例。「自治体の憲法」とも言われる。

※2 (Information and Communication Technology) 情報通信技術を表す言葉。日本では IT (Information Technology) が同義で使われているが、国際的には、IT に「Communication (コミュニケーション)」を加えた ICTの方が定着している。

■ 満足度

「まちづくり活動に参加する機会」については、やや満足度が低くなっています。今後は、自治会等のまちづくり活動を推進し、市民と行政による協働のまちづくりを推進することにより、満足度の向上を図ります。

「行政の情報を知る機会」は、過去と比較すると改善がみられます。今後も、市民と行政との情報共有に取り組み、満足度の維持充実に努めます。

「男女共同参画の取組」は、一定の満足度を得ています。今後も、男女共同参画の意識啓発に取り組み、満足度の維持充実に努めます。

項目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
まちづくり活動に参加する機会	★★☆☆☆	★★☆☆☆	★★★★☆
行政の情報を知る機会	★★☆☆☆	★★★★☆	★★★★☆
男女共同参画の取組	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【まちづくり活動の推進】			
○コミュニティ活動の促進	B	生活安全課	5 - C'
○自治会公民館建設費の助成	B	生活安全課	5 - C'
○(仮称)薬師寺地域交流センターの建設	C	生活安全課	重点戦略 2
【協働のまちづくりの推進】			
○自治基本条例の制定	新規	総合政策課	重点戦略 2
○市民活動支援制度の導入 (市民活動団体等への助成制度)	新規	総合政策課	重点戦略 2
○市歌の制定 (市民に親しまれる市歌を制定)	新規	総務課	重点戦略 2
【市民と行政との情報共有】			
○情報公開の推進と個人情報保護の徹底	B	総合政策課	3 - A
○地域情報化の推進 (市民と行政との情報共有、市民間の情報交流の活 発化、情報格差の解消)	B	総合政策課	5 - A
【人権の尊重と男女共同参画の推進】			
○人権尊重の高揚 (人権推進審議会・人権出前講座等の開催)	B	生活安全課	3 - B
○人権教育の推進 (講演会等の開催)	B	生涯学習課	3 - A
○男女共同参画の推進	C	総合政策課	5 - B

6 (2) 行財政運営の充実

■ 分野別指標

指 標 名	過去	現状値 (H23)	目標値 (H27)
自主財源比率※1	—	51.4%	53.8%

(下野市長期財政健全化計画)

指 標 名	過去 (H19)	現状値 (H22)	目標値 (H27)
市ホームページアクセス数	408,000 件	615,000 件	800,000 件

■ 現状と課題

行財政運営については、下野市行政改革大綱に基づき、概ね実施計画どおりの成果を達成できました。今後は、第二次行政改革大綱に基づき、改革を進めることが必要です。

平成 22 年度の主な財政指標は、財政力指数※2 0.834、実質公債費比率※3 10.1%、将来負担比率※4 0.0%、経常収支比率※5 84.1%でした。平成 28 年度からの普通交付税の段階的縮減や合併特例債※6 の活用期限の終了により、以降、予算総額の減少が予測されます。今後は、税収等の確保や経常経費の抑制及び事務事業の「選択と集中」を徹底することが課題です。このようなことから、下野市長期財政健全化計画※7 (平成 23 年度－平成 32 年度)に基づき、財政の健全性、財政規律を堅持した財政運営に努めることが必要です。

広報については、広報紙やホームページ等により積極的な行政情報の提供を行っていますが、インターネットを利用できない人たちにも配慮しながら、市民と行政との情報共有を図ることが必要です。

また、広聴については、市民の意見等を市政に反映するため、市政懇談会やパブリックコメント※8 等を実施していますが、今後も、広聴活動の充実が必要です。

庁舎建設については、基本計画が策定され、現在、開発に向けた関係法令手続き事前調整を進めています。さらに、基本設計にも着手し、市民参画の場や地域との調和も十分に検討しつつ、事業の推進を図ることが必要です。

※1 市税などの自主財源が、歳入総額に占める割合。この数字が高いほど、行政の自主性や安定性が確保される。
 ※2 地方公共団体の財政力を示す指標で、行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表し、数値が高いほど財政に余裕がある。
 ※3 借り入れた地方債の返済金である公債費が、税などの一般財源に占める割合を「実質公債費比率」という。この指標は、返済金が市の財政を圧迫していないかを示す。
 ※4 借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す。
 ※5 税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など毎年必ず支払う経費にどの程度充当しているかみるもので、財政の健全性を判断する。
 ※6 合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く 10 か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のこと
 ※7 市総合計画に基づく新市の発展のため、これらの将来的な財政の見通しを明らかにし、長期的展望にたつて、限られた財源を効率的に運用することによる、持続可能な財政基盤を確立するための指針
 ※8 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続き

■ 基本方針

行財政運営については、長期的財政運営の安定性を確保するため、税収等を基本とした財政構造の確立を進めます。また、限られた財源で行政需要の質的变化や新たな財政需要に的確に対応するため、スリムな行政運営を目指します。

広報・広聴については、市民が行政情報を簡単に入手できるよう、各種情報発信手段を活用した情報提供の充実を図ります。また、市民と行政との協働の基盤づくりと市民の意見等を市政に反映させるため、広聴活動の充実を図ります。

庁舎建設については、効率的な行政運営を実現するため、自治医大駅西側に新庁舎の開庁を目指します。

■ 満足度

「市の財政運営」は、低い満足度でしたが、改善がみられます。今後も、計画的な行財政運営を図り、満足度の向上を図ります。

「窓口サービス」は、やや低い満足度でしたが、改善がみられます。今後も、きめ細やかなサービスを提供することにより、満足度の維持充実に努めます。

「市の仕事の効率性」は、低い満足度でしたが、改善がみられます。今後は、更なる業務の効率化により、満足度の向上を図ります。

項目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
市の財政運営	★☆☆☆☆	★★☆☆☆	★★★☆☆
窓口サービス	★★☆☆☆	★★★☆☆	★★★★☆☆
市の仕事の効率性	★☆☆☆☆	★★☆☆☆	★★★★☆☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【計画的な行財政運営】			
○行政改革の推進	C	総合政策課	3-A
○財政改革の推進	C	財政課	3-B
○事務事業評価の充実・活用	B	総合政策課	3-A
【広報・広聴の充実】			
○広報紙の充実 (各種情報発信手段を活用した情報提供の充実)	C	総合政策課	3-B
○広聴の充実 (市政懇談会の開催、市政への提案書、インターネットを活用した広聴、パブリックコメントの実施)	C	総合政策課	3-B
【庁舎建設の推進】			
○新庁舎の整備	B	庁舎建設準備室	重点戦略2
○3庁舎利活用の検討 (現3庁舎等の有効活用の検討)	新規	総合政策課	4-A

6 (3) 広域行政の充実

■ 分野別指標

指 標 名	過去	現状値 (H23)	目標値 (H27)
共同連携事務事業数	—	20 事業	20 事業

■ 現状と課題

広域行政については、一部事務組合での共同事務処理のほか、栃木県南部地方拠点都市地域整備推進協議会、栃木県央都市圏首長懇談会等に参加し、広域事業を展開しています。

周辺市町との隣接地域では、引き続き事業実施に向けた連絡調整等が必要であり、単独市町では実施が難しい事業等については、周辺市町と連携した事業の推進が重要です。

■ 基本方針

広域行政については、市町村合併による広域行政の枠組みのあり方等が見直されてきましたが、広域的な住民サービスの充実のため、現存する協議会へ参加し、広域連携事業等に取り組みます。

■ 満足度

「他市町との連携」は、やや低い満足度となっています。広域的な行政サービスの中には、市民の日常生活に密接に関わる重要なものがあるため、広域行政を一層推進し、満足度の向上を図ります。

項 目	過去(H18)	現状(H22)	将来(H27)
他市町との連携	★★☆☆☆	★★☆☆☆	★★★☆☆

■ 施策・事業内容

事業内容	進捗度	担当課	優先度
【広域行政の推進】			
○広域連携事業の取組 (広域協議会等の運営)	C	総合政策課	3-C'

附属資料

- I 策定の方針及び経緯
- II 総合計画市民懇話会
- III 総合計画審議会
- IV 前期・後期基本計画施策事業比較表
- V 総合計画の補足資料

I 策定の方針及び経緯

◆策定方針

下野市総合計画後期基本計画策定方針（抜粋）

1 後期計画策定にあたっての基本的視点

後期基本計画の策定にあたっては、次の視点を重視し策定します。

市民の参画と情報公開の推進による計画づくり

まちづくりの主体である市民の意見を十分に反映するとともに、市民の参画と協働のまちづくりの実現に向けた計画とします。

また、策定過程などについて、市ホームページなどを通じて広く公開します。

時代の潮流や社会環境の変化に対応した計画づくり

少子高齢化・人口減少社会の到来、高度情報化・国際化、地域主権型社会の進展、低炭素型社会への転換等の潮流や厳しい経済状況、環境問題などの社会環境の変化に対応した計画とします。

市政への満足度を踏まえた計画づくり

市民の市政に対する満足度を把握しその向上を図るとともに、市民の新たな要望等の政策課題に対応した計画とします。

行政評価と連動した計画づくり

行財政の健全性を確保しながら新たな政策課題に対応していくため、施策の重点化を図った計画とします。

行政改革の意識を持った計画づくり

合併に伴う財政猶予期間が切れる平成 27 年度以降、地方交付税額が急降下する厳しい財政環境に対応できるよう、行政改革の意識を持った計画とします。

一体感の醸成を意識した計画づくり

合併 7 年目を迎え、下野市としての一体感の醸成を意識した計画とします。

2 策定体制

(1) 庁内組織

① 策定委員会

構成員	副市長、教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、議会事務局長、会計管理者、教育次長
役割	庁内の最高意思決定機関として、基本計画の素案の調整を行い、審議会に提出する原案を最終的に取りまとめる機関

② 専門部会

部会名	企画専門部会、総務専門部会、市民生活専門部会、健康福祉専門部会、産業振興専門部会、建設水道専門部会、教育専門部会
構成員	部長、課長及び職員
役割	担当部門ごとに基本計画の素案の作成作業を行い、策定委員会に諮る前に調整する機関

(2) 庁外組織

① 総合計画審議会

構成員	学識経験者等 22 人以内
役割	市長の諮問に応じ、総合計画後期基本計画の策定に関し必要な事項について、中・長期的、全市的な観点から調査・審議します。 (地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく審議会)

② 総合計画市民懇話会

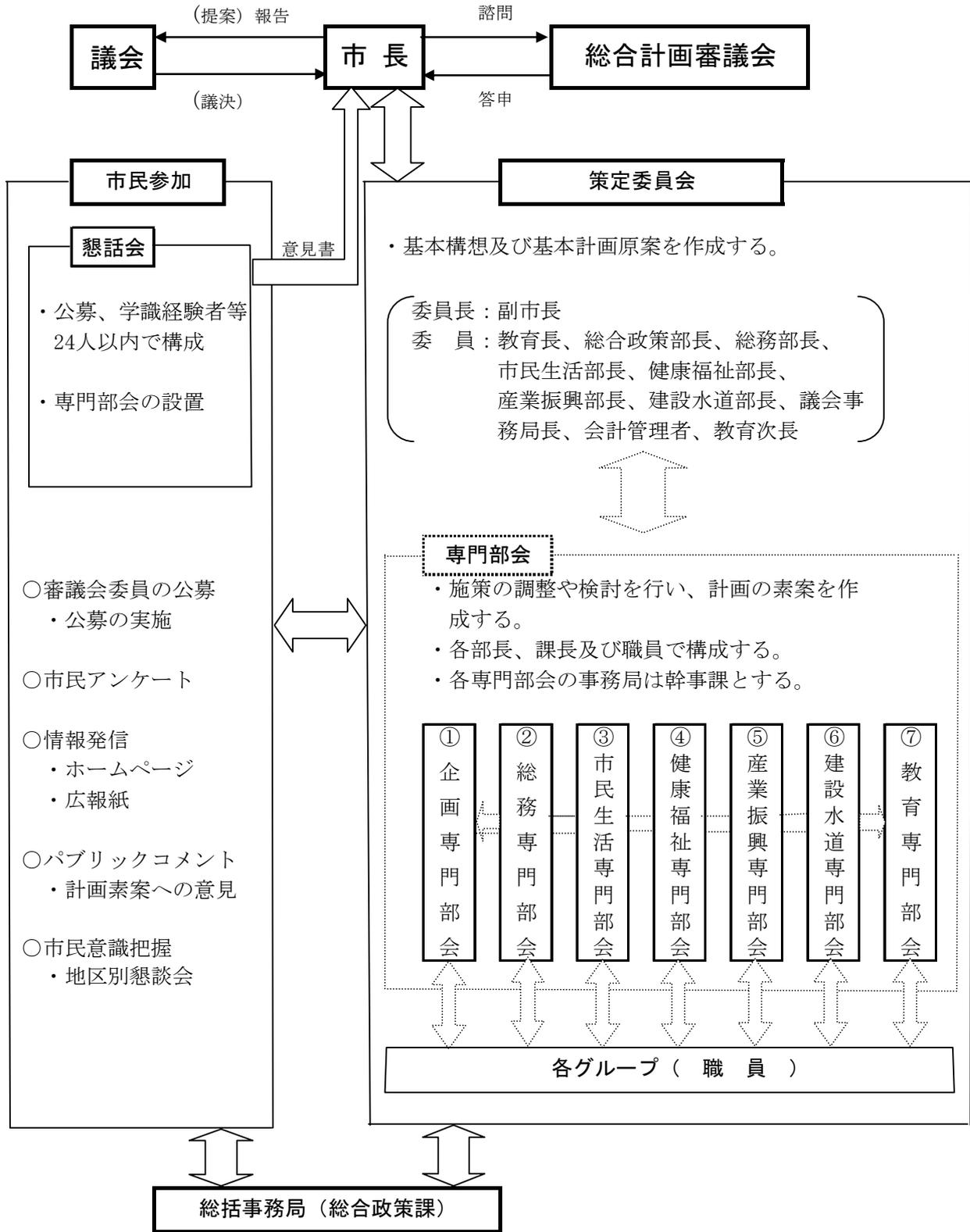
構成員	公募、団体推薦による市民 24 人以内
役割	総合計画後期基本計画の策定に関し、広く市民から自由な発想のもとに意見などを求め、その意見などについて後期基本計画の策定の際の参考とするものです。

(3) 市民参画

計画の策定にあたっては、幅広い市民の意見や提案を反映させるために、市民の参画に努めるものとします。

- ① 総合計画審議会及び総合計画市民懇話会の設置
- ② 総合計画審議会及び総合計画市民懇話会委員の公募
- ③ 市民意識調査の実施（調査対象：市内在住の 20 歳以上の男女 10,000 人）
- ④ まちづくり意見募集の実施
- ⑤ 地区別懇談会（市長のいきいきタウントーク等）の開催
- ⑥ パブリックコメントの実施
- ⑦ 市広報紙、ホームページをとおした策定に関する情報の積極的な発信

下野市総合計画策定体制



◆策定経緯

1 市民意識調査結果概要

総合計画後期基本計画（計画期間：平成24年度～27年度）を策定するにあたって、下野市では、市民意識調査を実施し市の現状や行政の取組に対する評価や満足度を把握するとともに、今後のまちづくりに対する意見等を調査しました。

調査の概要

- 調査対象 20歳以上の下野市民 10,000人
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査期間 平成22年8月17日～平成22年8月31日
- 回収率 36.2%

今回の市民意識調査では、「下野市の暮らしやすさ」や「誇れるところ」など全9問の調査を実施しましたが、「暮らしやすいかどうか」との設問に対しては、「暮らしやすい」という肯定的な評価が、72.6%と高い割合を占めました。

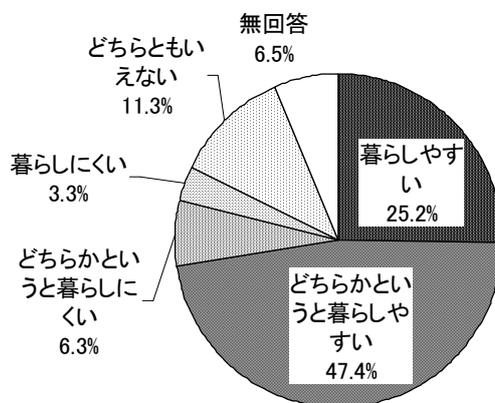
「下野市に誇れるところがあるか」との設問に対しては、「他市に誇れるところがある」という回答が、65.0%と比較的高くなっています。

また、市の生活基盤、都市基盤、福祉、保健・医療、教育・文化、産業、行政に関する取組に対する満足度については、生活基盤の一つである上水道・下水道の整備がそれぞれ51.5%、47.9%と評価が高かったほか、医療体制に対する評価が47.1%と高く、高度医療の集積が下野市の特徴として挙げられていることから、医療の充実は本市の強みを形成しています。

下野市の暮らしやすさ

「暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」

72.6%



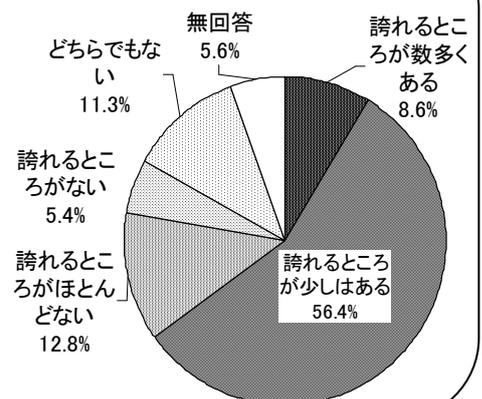
下野市の暮らしやすさをうかがったところ、「暮らしやすい」が25.2%、「どちらかという暮らしやすい」が47.4%と、合わせて72.6%の人が、「暮らしに満足」しているという結果になりました。

下野市の誇れるところ

「誇れるところが数多くある」「誇れるところが少しはある」

65.0%

下野市の誇れるところをうかがったところ、「誇れるところが数多くある」が8.6%、「誇れるところが少しはある」が56.4%と、合わせて65.0%の人が誇れるところがあると回答し、多くの人が「自治医科大学附属病院をはじめとする高度医療の集積」や「かんばんよう、いちご等の特産品」などが誇れるところと考えています。



行政施策の 満足度・ 不満足度

トップ5

これまでの市の取組に対して、日常生活における満足度をうかがったところ、「満足」「やや満足」を合わせた回答の割合を項目ごとにみると、「上水道の整備」が51.5%、次いで「下水道の整備」が47.9%、「医療体制」が47.1%の順になりました。生活基盤の一つである上水道・下水道の整備については、一定の満足感が得られていることが分かります。

これに対して、「不満」「やや不満」をあわせた回答の割合を項目ごとにみると、「観光の振興」が36.4%、次いで「商業の振興」34.2%、「工業の振興」30.0%の順になりました。産業の振興に対する取組について、不満が高くなっています。

満足 トップ5		順位	不満 トップ5	
上水道の整備	51.5%	1位	観光の振興	36.4%
下水道の整備	47.9%	2位	商業の振興	34.2%
医療体制	47.1%	3位	工業の振興	30.0%
ごみ処理・リサイクル	45.2%	4位	市の財政運営	28.4%
公園・緑地の整備	39.6%	5位	市の仕事の効率性	27.7%

今後力を 入れて欲しい 施策

トップ5

今後、力を入れて欲しい施策をうかがったところ、「高齢者福祉」が26.3%、次いで「防犯」が19.2%、「保険・年金」が16.0%などとなり、安全・安心に対する関心が高いことがうかがえます。

順位	今後力を入れて欲しい施策トップ5	
1位	高齢者福祉	26.3%
2位	防犯	19.2%
3位	保険・年金	16.0%
4位	市の財政運営	14.3%
5位	小中学校の教育	13.0%

2 まちづくりへの意見募集結果概要

総合計画後期基本計画策定の基礎資料とするため、市民の皆さんが感じておられるまちづくりに関する考えなどご意見を募集しました。募集結果は以下のとおりです。

- ◆意見募集期間 平成23年2月1日（火）～2月28日（月）
- ◆提出された意見数 提出者数 1人
提出件数 1件
- ◆意見の内容 スポーツ施設の整備に関すること

3 下野市総合計画懇話会の経過

開催日時・場所	内 容
平成22年11月18日(木) 午後1:30～4:30 きらら館 研修室	第1回 委嘱状交付 オリエンテーション
平成22年11月30日(火) 午後1:30～4:30 きらら館 研修室	第2回 グループ討議【現状と課題の検討①】 「生活基盤」分野、「都市基盤」分野
平成22年12月7日(火) 午後1:30～4:30 ゆうゆう館 会議室	第3回 グループ討議【現状と課題の検討②】 「福祉・保健・医療」分野、「教育・文化」分野
平成22年12月20日(月) 午後1:30～4:30 ゆうゆう館 会議室	第4回 グループ討議【現状と課題の検討③】 「産業」分野、「行政」分野
平成23年1月19日(水) PM2:00～5:00 ゆうゆう館 会議室	第5回 グループ討議【課題への対応①】 第1章「教育」、第2章「産業」、第3章「都市基盤」
平成23年2月3日(木) 午後1:30～4:30 ゆうゆう館 会議室	第6回 グループ討議【課題への対応②】 第4章「健康」、第5章「環境」、第6章「市民協働」
平成23年3月1日(火) 午後1:30～4:30 ゆうゆう館 会議室	第7回 意見集約整理
平成23年3月30日(水) 午後3:00～4:00 国分寺庁舎 公室	第8回 意見書提出

4 下野市総合計画審議会の経過

開催日時・場所	内 容
平成23年7月25日(月) 午前10:00～12:00 ゆうゆう館 会議室	第1回 委嘱状交付 諮問 会長、職務代理選出
平成23年10月4日(火) 午後2:00～4:30 ゆうゆう館 会議室	第2回 前期基本計画掲載事業の進捗状況の概要 1次素案審議(第1章から第3章)
平成23年11月2日(水) 午前9:30～11:20 ゆうゆう館 会議室	第3回 1次素案審議(第4章から第6章)
平成23年11月22日(火) 午後2:00～4:30 ゆうゆう館 会議室	第4回 2次素案審議(第1章から第6章)
平成24年1月13日(金) 午前9:30～11:30 ゆうゆう館 会議室	第5回 3次素案審議(しもつけ重点戦略、第1章から第6章)
平成24年2月7日(火) 午前9:30～11:30 ゆうゆう館 会議室	第6回 答申

Ⅱ 総合計画市民懇話会

1 下野市総合計画市民懇話会設置要綱

平成 22 年 7 月 22 日

告示第 205 号

(設置)

第 1 条 総合計画後期基本計画の策定に関し、広く市民から自由な発想のもとに意見、提言を求め
るため、下野市総合計画市民懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 懇話会の委員は、16 人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から市長に意見書を提出する日までとする。

(会長)

第 4 条 懇話会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理
する。

(会議)

第 5 条 懇話会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことがで
きる。

(報告)

第 6 条 懇話会は、取りまとめた意見等について、市長に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って
定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成 23 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 下野市総合計画市民懇話会委員名簿

任期：平成22年11月18日 ～ 平成23年3月30日

区分	役職	氏名	備考
学識経験者 (9名)	会長	陣内雄次	宇都宮大学教育学部教授
		細川剛規	石橋商工会青年部部長
		吉田武雄	下野市認定農業者連絡協議会副会長
		尾花重吉	下野市自治会連絡協議会会計監査
		海老原新子	下野市ボランティア連絡協議会副会長
		松本文男	下野市PTA連絡協議会会長
		山口和男	下野市体育協会副会長
		加藤芳江	下野市女性団体連絡協議会会長
	職務代理	鈴井祐孝	下野市を元気にする会会長
公募委員 (4名)		木村保弘	公募委員
		大橋正明	公募委員
		今井清起	公募委員
		大塚博	公募委員

3 下野市総合計画市民懇話会概要

(1) 懇話会の開催経過

- 委員構成：13名(うち学識経験者9名、公募委員4名)
- 開催経過：平成22年11月18日から平成23年3月30日まで8回開催

(2) 意見書の主な内容

懇話会では、下野市基本構想における6つの「基本目標」の「基本的な施策」ごとに意見を整理し、「このまちの明日をめざして～下野市総合計画後期基本計画の策定に向けた意見書～」として、取りまとめていただきました。

1章 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり

(1) 次代を担う人材の育成

■努力目標 **「多文化教育を充実・推進させるまち」**

- ほめてそだてよう。 ■多文化教育を取り入れよう。 ■外国語教育を取り入れよう。
- 音楽を総合教育へ取り入れよう。 ■特別支援教育を充実しよう。 ■施設の充実に努めよう。
- 地域力を教育に取り入れよう

(2) 生涯にわたる学びの機会の充実

■努力目標 **「継続的な学びの場づくりを推進するまち」**

- 生涯学習の総合計画を策定しよう。 ■生涯学習の更なる振興を目指そう。
- 情報学習場をつくろう。 ■図書館機能を充実させよう。

(3) 豊かに暮らす文化の振興

■努力目標 **「知的財産や文化財を積極的に活用するまち」**

- 文化財の積極的利用を推し進めよう。 ■当市の知的財産を掘り起こし、文化振興に寄与させよう。
- 市民交流の促進を図ろう。

(4) 1章全体を通しての考察

- 次代を担うリーダーの育成を強化しよう。 ■文化施設や体育施設に関し、もっと議論しよう。

2章 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり

(1) 大都市近郊農業の振興

■努力目標 **「総合的な農政問題の解決のため積極的に取り組むまち」**

- 農業にかかる課題を住民に知ってもらい機会を設けよう。 ■農地問題の解決チームを立ち上げよう。
- 農業支援への取組を全市で議論することから始めよう。 ■観光農園にも注目しよう。
- すり合わせのアプローチを図ろう。 ■農業の六次産業化の試行と活性化(案)を策定しよう。

(2) 工業・商業の振興

■努力目標 **「大学を意識した企業誘致を推進するまち」**

- 商工会の一体化を図ろう。 ■駅前商店街を活性化させよう。 ■商品券の発行を続けよう。
- 企業誘致へ一層の努力をしよう。

(3) シティ・セールスの振興

■努力目標 **「観光総合計画の策定とその人づくりに取り組むまち」**

■文化財を活用しよう。 ■観光の総合計画をつくろう。 ■観光の人づくりに取り組もう。

3章 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり

(1) 秩序ある土地利用と快適な住環境づくり

■努力目標 **「都市の核づくりと空地・耕作放棄地を有効利用するまち」**

■都市基盤・核拠点の取組をしよう。 ■課題の把握・整理・提供を推進しよう。
■生態系に配慮した圃場整備を進めよう。 ■空地・耕作放棄地の活用を図ろう。
■しもつけ景観条例を策定しよう。 ■買い物利便性を向上させよう。

(2) 人に優しい交通環境の整備

■努力目標 **「道路環境整備と公共交通を充実させるまち」**

■道路環境整備の充実を図ろう。 ■公共交通を充実させよう。

(3) うるおいのある緑環境の整備

■努力目標 **「緑の快適空間づくりを推進するまち」**

■公園の維持管理を充実しよう。 ■街路樹・平地林の整備を推進しよう。

4章 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり

(1) 生涯健康のまちづくり

■努力目標 **「予防・医療・保健等を一体的に取り組むまち」**

■医療機関を充実し活用しよう。 ■人間ドックの受診率を向上させよう。
■健康づくりを充実させよう。 ■福祉施設を見直そう。

(2) 支えあいのまちづくり

■努力目標 **「高齢者と子どもが安心して暮らせるまち」**

■子育て支援対策を充実しよう。 ■高齢者の生きがいをつくろう。 ■地域の人材を活用しよう。
■トータルサポートを充実しよう。

(3) 保険・年金の充実

■努力目標 **「安定した保険・年金制度の対応と公平な費用負担に取り組むまち」**

■年金制度の信頼を回復しよう。 ■税の収納率アップを図ろう。

(4) 消費生活の向上

■努力目標 **「消費生活についてPRの強化を図るまち」**

■多様化・複雑化していく消費生活に対応しよう。 ■消費生活知識を吸収する機会を増やそう。

5章 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり

(1) 快適な環境の創造

■努力目標 「資源を有効利用し快適な環境をつくるまち」

- ゴミの分別を強化しよう。 ■ゴミについて広報しよう。 ■リサイクルセンター建設を促進しよう。
- 河川の水環境を整備しよう。 ■熱エネルギーを利用しよう。

(2) 安全・安心なまちづくり

■努力目標 「災害訓練の実施でより一層安全・安心なまち」

- 教育・訓練を実施しよう。 ■防犯灯を増設し危険を予知しよう。 ■スクールガードを充実させよう。
- まちづくりの原点なので防犯活動に対し最大の努力をしよう。 ■環境保全と農業を関連させよう。

(3) 快適な水環境の形成

■努力目標 「正しい水の知識を発信するまち」

- 上・下水道事業のPRをしよう。 ■整備事業を推進しよう。 ■新手法を導入しよう。

(4) 5章全体を通しての考察

- 環境基本条例を策定しよう。

6章 市民と行政の協働による健全なまちづくり

(1) 協働のまちづくりの推進

■努力目標 「コミュニティ活動を新しい協働のルールづくりを通して活性化させるまち」

- コミュニティ活動をよみがえらそう。 ■ボランティア支援基金を創設しよう。
- 協働のルールをつくろう。 ■タウントークを工夫して継続していこう。 ■男女共同参画を推進しよう。

(2) 行財政運営の充実

■努力目標 「都市経営の手法を取りこんだ運営を推進するまち」

- より一層の歳入確保を図る工夫をしよう。 ■広報を充実させよう。
- 行政能力の涵養、公務員の資質向上に努めよう。 ■都市経営的手法を持ち込んだ運営をしよう。
- 議会改革を進めよう。

(3) 広域行政の充実

■努力目標 「広域行政を益々推進するまち」

- 広域行政を推進しよう。

Ⅲ 総合計画審議会

1 下野市総合計画審議会条例

平成18年6月16日
条例第199号
改正 平成20年12月16日条例第43号
平成23年3月4日条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関し必要な調査及び審議をするため、下野市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第2条 審議会の委員は、22人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問事項に係る調査及び審議が終了する日までとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(平20条例43・平23条例1・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月16日条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月4日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 下野市総合計画審議会委員名簿

任期：平成23年7月25日 ～ 答申の日

区 分	役 職	氏 名	備 考
1 号 委 員 (市議会議員)		石 田 陽 一	下野市議会議員
		小 谷 野 晴 夫	下野市議会議員
		吉 田 聡	下野市議会議員
2 号 委 員 (教育委員会委員)		川 口 桂 子	下野市教育委員会委員
3 号 委 員 (農業委員会委員)		高 田 憲 一	下野市農業委員会会長
4 号 委 員 (学識経験者)	会 長	中 村 祐 司	宇都宮大学国際学部教授
		本 橋 利 男	国分寺商工会青年部長
		柴 山 征 吉	小山農業協同組合理事
		永 山 茂 夫	宇都宮農業協同組合理事
		尾 花 重 吉	下野市自治会連絡協議会監事
		海 老 原 新 子	下野市社会福祉協議会評議員
		加 藤 芳 江	下野市女性団体連絡協議会会長
	職 務 代 理	鈴 井 祐 孝	下野市を元気にする会会長
		三 宅 義 彦	自治医科大学事務局長
		田 村 友 輝	Japan 元気塾理事
	江 田 小 百 合	下野市平地林を美しくする会会長	
5 号 委 員 (公 募)		大 貫 達 雄	公募委員
		小 島 恒 夫	公募委員
		照 井 一 富	公募委員
		大 塚 博	公募委員

3 諮 問

下総政第 57 号
平成 23 年 7 月 25 日

下野市総合計画審議会会長 様

下野市長 広 瀬 寿 雄

下野市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

下野市総合計画後期基本計画を策定したいので、下野市総合計画審議会条例（下野市条例第 199 号）第 1 条の規定に基づき、次のとおり貴審議会に諮問します。

諮 問

下野市は、市の将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」の実現を目指し、行政運営の基本的な指針として、平成 20 年 3 月に「下野市総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定し、以来、本計画に掲げた各種施策を展開しております。

そのような中、「前期基本計画」が平成 23 年度をもって計画期間を終了することから、この成果を引き継ぐとともに、新たな課題等に対応した本総合計画の集大成となる「後期基本計画（平成 24 年度～27 年度）」を策定することといたしました。

近年、地方自治体を取り巻く環境は、急速に進展する少子高齢化や人口減少、経済のグローバル化、高度情報化、地球環境・資源エネルギー問題の顕在化など、大きく変動しております。

さらには、今年の 3 月 11 日に起こった東日本大震災は、東北地方に極めて甚大な被害を及ぼし、特に原子力災害による影響は全国的な拡大を見せており、戦後最大ともいふべき国難にあることから、本市の行政運営にも少なからず影響があるものと危惧しております。

本市は、このような変動する時代の潮流等を踏まえつつ、自らの責任と裁量により、市が持つ潜在力等を最大限に発揮し、今後とも一体的かつ持続的に発展できるまちづくりが求められております。

「後期基本計画」は、合併特例期限の後半期における本市のまちづくりの指針となるものであり、その策定に当たりましては、下野市民が、市の将来に夢と希望を託し、協働して、まちづくりに参画することが重要であると考えております。

そこで、本計画の策定にあたり、これからの下野市のあり方や市政等に対して貴審議会のご意見やご提言をお伺いいたします。

4 答 申

平成 24 年 2 月 7 日

下野市長 広瀬 寿雄 様

下野市総合計画審議会会長 中 村 祐 司

下野市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

IV 前期・後期基本計画施策事業比較表

1章 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり

◆印の事業は、前期計画期間の進捗度が「C：あまり成果をあげられなかった」と評価された施策事業を示している。

前期基本計画 施策事業	区 分	後期基本計画 施策事業	担当課
1 (1)次代を担う人材の育成			
【地域ぐるみの教育活動の推進】		【地域ぐるみの教育活動の推進】	
市民協働による教育の推進	継続	市民協働による開かれた学校づくり	学校教育課 生涯学習課
スクールガードへの支援	継続	安全・安心な学校づくり	学校教育課
【幼児教育の充実】		【幼児教育の充実】	
	H20から継続	幼稚園・保育園・小学校との連携	教育総務課 学校教育課
幼稚園就園奨励費補助	継続	幼稚園就園奨励費の助成	教育総務課
幼稚園第二子等保育料減免補助	継続	幼稚園第二子等保育料の減免助成	教育総務課
幼稚園運営の支援	継続	幼稚園の特色ある運営及び特別支援児教育の支援	教育総務課
		幼稚園での子育て支援	教育総務課
【教育内容の充実】		【教育環境の充実】	
通学区区域審議会を開催	完了		教育総務課
	新規	学校適正配置の推進	教育総務課
	H20から継続	教育委員会事業の点検・評価	教育総務課
	継続	教育のつどいの開催	教育総務課
児童表彰の実施	継続	児童の表彰	教育総務課
	H20から継続	奨学金の貸付	教育総務課
	H22から継続	学校教育サポート	学校教育課
教育研究所の運営	継続	教育研究所の運営	学校教育課
小中一貫教育研究の推進	継続	小中連携教育の推進	学校教育課
特色ある教育活動の推進	継続	特色ある教育活動の推進	学校教育課
スクールアシスタントの配置	継続	スクールアシスタントの配置	学校教育課
外国語指導助手の配置	継続	外国語教育の推進	学校教育課
小学校コンピューター教育の推進	継続	情報教育の推進	学校教育課
中学校コンピューター教育の推進	継続		学校教育課
	新規	下野ふるさとの大発見	学校教育課
【学校施設の充実】		【学校施設の充実】	
小学校校舎・体育館の耐震診断	完了		教育総務課
校舎耐震補強（国分寺小、古山小）	継続	体育館の耐震補強・改築	教育総務課
校舎耐震補強（薬師寺小、吉田東小）	完了		教育総務課
校舎耐震補強（石橋北小、吉田西小、細谷小、国分寺西）	完了		教育総務課
校舎大規模改修（国分寺東小）	継続	校舎の大規模改修	教育総務課
石橋地区学校給食施設の改修	継続	石橋地区学校給食施設の改築	学校教育課 教育総務課
プール改修（内面改修）（祇園小）	完了		教育総務課
プール改修（内面・ろ過器等改修）（薬師寺小）	継続	プールの改修	教育総務課
校舎情報ネットワーク 未整備校の解消	完了		教育総務課
細谷小学校ランチルーム整備	完了		教育総務課
	H23から継続	学級定員変更に伴う増改築	教育総務課
	H22から継続	学校のエコ改修	教育総務課
	H21から継続	校庭の改修	教育総務課
1 (2)生涯にわたる学びの機会の充実			
【生涯学習の推進】		【生涯学習の推進】	
◆社会教育の推進	継続	社会教育の推進	生涯学習課
生涯学習の推進	継続	生涯学習の推進	生涯学習課
◆公民館の管理運営	継続	公民館の管理運営	生涯学習課
	新規	公民館施設の整備	生涯学習課
◆図書館の管理運営	継続	図書館の管理運営	生涯学習課
生涯学習情報センター管理運営	継続	生涯学習情報センターの管理運営	生涯学習課
【青少年の健全育成】		【青少年の健全育成】	
青少年健全育成の推進	継続	青少年健全育成の推進	生涯学習課
【スポーツ・レクリエーション活動の推進】		【スポーツ・レクリエーション活動の推進】	
◆スポーツ振興基本計画の策定	継続	スポーツ推進計画の策定・推進	スポーツ振興課
スポーツに親しむ機会の提供	継続	スポーツに親しむ機会の提供	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブの育成・支援	継続	総合型地域スポーツクラブの自立・支援	スポーツ振興課
	新規	体育施設の整備・拡充	スポーツ振興課
◆体育施設の管理運営	継続	体育施設の管理運営	スポーツ振興課

前期基本計画 施策事業	区分	後期基本計画 施策事業	担当課
1 (3)豊かに暮らす文化の振興			
【文化・芸術活動の促進】		【文化・芸術活動の促進】	
◆文化芸術活動の推進	継続	文化芸術活動の推進	文化課
グリムの森・グリムの館の管理運営	継続	グリムの森・グリムの館の管理運営・活用	文化課
	新規	文化芸術施設整備の検討	文化課
【文化遺産の保存と活用】		【文化遺産の保存と活用】	
文化財・史跡の保護	継続	文化財・史跡の保護	文化課
重要遺跡の発掘調査	継続	重要遺跡の発掘調査	文化課
史跡下野国分寺跡の保存整備	継続	史跡下野国分寺跡の保存整備	文化課
	新規	史跡下野国分寺跡の保存整備	文化課
史跡下野薬師寺跡の保存整備	継続	史跡下野薬師寺跡の保存整備	文化課
薬師寺ふるさと歴史の広場の管理運営	継続	薬師寺ふるさと歴史の広場の管理運営・活用	文化課
	新規	文化財展示収蔵施設整備の推進	文化課
【地域間交流・国際交流の推進】		【国内交流の推進】	
◆地域間団体交流の推進	継続	小学校児童の派遣・受入	生活安全課
		地域間団体の交流	生活安全課
	H22から継続	国内交流協会への活動支援	生活安全課
		【国際交流の推進】	
◆国際交流の推進	継続	交流員の配置	生活安全課
		中学校生徒の派遣・受入	生活安全課

2章 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり

◆印の事業は、前期計画期間の進捗度が「C：あまり成果をあげられなかった」と評価された施策事業を示している。

前期基本計画 施策事業	区分	後期基本計画 施策事業	担当課
2 (1)大都市近郊農業の振興			
【農業経営改善】		【農業経営の改善】	
農業担い手の支援	継続	農業担い手の支援	農政課
農業経営高度化の支援	継続	農業経営高度化の支援	農政課
農用地の集積確保	継続	農地の集積確保	農政課
農業近代化・経営基盤強化資金への利子補給	継続	農業近代化・経営基盤強化資金への利子補給	農政課
水田農業の構造改革	継続	水田農業の構造改革	農政課
◆ブランド野菜生産の支援	継続	ブランド野菜生産の支援	農政課
地産地消の推進	継続	地産地消の推進	農政課
◆畜産業の振興	継続	畜産業の振興	農政課
◆畜産業担い手の育成	継続	（「農業担い手の支援」に統合）	農政課
	新規	6次産業化の推進	農政課
【農村環境の保全】		【農村環境の保全】	
農村地域の環境保全	継続	農村地域の環境保全	農政課
環境保全型農業の推進	継続	環境保全型農業の推進	農政課
農業用廃ビニール等の処理対策	継続	農業用廃ビニール等の処理対策	農政課
【農業生産基盤の整備】		【農業生産基盤の整備】	
県営ほ場整備事業	継続	県営ほ場整備の推進	農政課
県単独土地改良事業	継続	県単独土地改良の推進	農政課
県営一般農道整備事業	完了		農政課
市単独農業農村整備事業	継続	市単独農業農村整備の推進	農政課
農村振興総合整備事業	完了		農政課
◆石橋南部ほ場整備地区内集出荷施設の建設	継続	石橋南部ほ場整備地区内集出荷施設の建設	農政課
石橋南部ほ場整備地区内歩道整備	完了		農政課
◆江川・五千石ほ場整備地区内歩道整備	継続	江川・五千石ほ場整備地区内歩道の整備	農政課
土地改良施設維持管理の適正化	継続	土地改良施設維持管理の適正化	農政課
地籍調査	継続	地籍調査の推進	農政課
2 (2)工業・商業の振興			
【商・工業の振興】		【商・工業の振興】	
◆商工会運営支援	継続	商工会への運営支援	商工観光課
商工会プレミアム付商品券発行の支援	継続	商工業の振興	商工観光課
中小企業融資の支援	継続	中小企業への支援	商工観光課
県南公設地方卸売市場への負担金	継続	県南公設地方卸売市場への運営支援	商工観光課
		【雇用対策の充実】	
	H23から継続	雇用支援の推進	商工観光課
	新規	企業立地の促進	商工観光課
2 (3)シティ・セールスの推進			
【観光の振興】		【観光の振興】	
◆市観光協会の支援	継続	市観光協会への運営支援	商工観光課
観光イベントの開催	継続	観光イベントの開催	商工観光課
道の駅整備の推進	継続	「道の駅しもつけ」の活用	商工観光課
	新規	観光振興計画の策定・推進	商工観光課
	新規	地域ブランドの確立	商工観光課

3章 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり

◆印の事業は、前期計画期間の進捗度が「C：あまり成果をあげられなかった」と評価された施策事業を示している。

前期基本計画 施策事業	区分	後期基本計画 施策事業	担当課
3 (1) 秩序ある土地利用と快適な住環境づくり			
【秩序ある土地利用の推進】		【土地利用の推進】	
都市計画マスタープランの見直し	継続	都市計画マスタープランの見直し	都市計画課
◆仁良川地区土地区画整理事業	継続	土地区画整理の推進	区画整理課
◆石橋駅周辺土地区画整理事業			区画整理課
下古山地区土地区画整理事業	完了		区画整理課
【快適な住環境の整備】		【住環境の整備】	
◆住宅環境向上の推進	継続	住宅環境向上の推進	都市計画課
市耐震改修促進計画の策定	完了		都市計画課
3 (2) 人に優しい交通環境の整備			
【道路・橋梁の整備】		【道路・橋梁の整備】	
市幹線道路網整備計画の策定	完了		建設課
主要幹線道路整備事業(国庫補助)7.6km		主要幹線道路の整備	建設課
主要幹線道路整備事業(国庫補助)0.9km	継続		建設課
主要幹線道路整備事業(国庫補助)2.6km			建設課
一般市道整備事業 23.3km	継続	生活道路等の整備	建設課
		【道路・橋梁の維持管理】	
道路台帳の統合	完了		建設課
橋梁診断	完了		建設課
	継続	道路・橋梁の維持管理	建設課
	継続	生活道路等の維持管理	建設課
【人に優しい交通環境の整備】		【交通環境の整備】	
小金井駅東歩道整備事業	完了		都市計画課
石橋駅バリアフリー整備事業	完了		都市計画課
自治医大駅周辺バリアフリー整備事業	継続	自治医大駅周辺バリアフリーの整備	都市計画課
		【公共交通網の充実】	
	H23から継続	デマンドバスの運行	生活安全課
3 (3) うるおいのある緑環境の整備			
【公園・緑地の整備】		【公園・緑地の整備】	
別処山多目的広場整備事業	完了		都市計画課
公園の維持管理	継続	公園の維持管理	都市計画課
都市公園台帳の整備	完了		都市計画課
	H23から継続	下古山地内公園の整備	都市計画課
	新規	仁良川地内公園の整備	都市計画課
	H22から継続	(仮称)ふれあい緑地公園の整備	区画整理課
	新規	三王山地区市有地の整備	都市計画課
【自然環境の保全】		【自然環境の保全】	
◆緑の基本計画の策定	継続	緑の基本計画の策定・推進	都市計画課
河川の管理	継続	河川水路の保全管理	建設課

4章 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり

◆印の事業は、前期計画期間の進捗度が「C：あまり成果をあげられなかった」と評価された施策事業を示している。

前期基本計画 施策事業	区分	後期基本計画 施策事業	担当課
4 (1) 生涯健康のまちづくり			
【医療体制の整備】		【医療体制の整備】	
救急医療体制の確保	継続	救急医療体制の充実	健康増進課
	H21から継続	新型インフルエンザ対策の推進	健康増進課
【健康づくりの推進】		【健康づくりの推進】	
母子保健	継続	母子保健の推進	健康増進課
乳幼児健康診査	継続	乳幼児健康診査の推進	健康増進課
菌の健康づくり	継続	菌の健康づくりの推進	健康増進課
思春期保健	継続	思春期保健の推進	健康増進課
青年期生活習慣病の予防	継続	青年期生活習慣病の予防	健康増進課
予防接種	継続	予防接種の推進	健康増進課
結核予防対策	継続	結核予防対策の推進	健康増進課
がん対策	継続	がん予防対策の推進	健康増進課
老人保健	完了	(制度終了)	健康増進課
食生活改善推進員の育成	継続	食生活改善推進員の育成	健康増進課
特定不妊治療の助成	継続	不妊治療の助成	健康増進課
	H20から継続	健康増進事業の推進	健康増進課
	H20から継続	自殺予防対策の推進	健康増進課
【健康づくり施設】		【健康づくり施設の充実】	
◆ふれあい館・ゆうゆう館・きらら館の管理運営	継続	ふれあい館・ゆうゆう館・きらら館施設の充実	社会福祉課

前期基本計画 施策事業	区分	後期基本計画 施策事業	担当課
4 (2) 支えあいのまちづくり			
【児童福祉・子育て支援】		【児童福祉・子育て支援】	
児童手当	継続	手当の適切な支給	児童福祉課
児童扶養手当		児童福祉課	
遺児手当		児童福祉課	
こども医療費助成	継続	助成制度の充実	社会福祉課
ひとり親家庭医療助成		社会福祉課	
妊産婦医療費助成		社会福祉課	
育児支援家庭訪問	継続	訪問・相談の実施	児童福祉課
生後4か月までの全戸訪問		児童福祉課	
児童家庭相談		児童福祉課	
	H23から継続	ファミリー・サポート・センター事業の充実	児童福祉課
こども発達支援センター「こぼと園」の運営	継続	こども発達支援センター「こぼと園」事業の充実	社会福祉課
地域子育て支援センターの運営	継続	地域子育て支援センター事業の充実	児童福祉課
学童保育室整備	継続	学童保育の向上	児童福祉課
学童保育		児童福祉課	
児童館の運営		児童館事業の充実	児童福祉課
◆(仮称)石橋児童館複合施設整備	継続	(仮称)石橋児童館複合施設の整備	児童福祉課
保育園の運営	継続	保育園の育児環境の向上	児童福祉課
保育園広域保育委託		児童福祉課	
保育園特別保育の推進		児童福祉課	
認可外保育施設への支援	継続	認可外保育施設への支援	児童福祉課
病気回復期乳幼児一時預かり	継続	病気回復期乳幼児一時預かり	児童福祉課
		【こども園への対応】	
	H20から継続	こども園制度への移行推進	児童福祉課
		【保育園整備の推進】	
	新規	民間保育園の設置	児童福祉課
【障害者福祉】		【障がい者福祉の充実】	
重度心身障害者医療費助成	継続	重度心身障がい者への医療費助成	社会福祉課
◆障害者地域生活支援	継続	障がい者の地域生活支援	社会福祉課
◆障がい者自立支援事業	継続	障がい者の自立支援	社会福祉課
◆障がい者への給付	継続	障がい者への給付	社会福祉課
	新規	障がい者施設の整備の推進	社会福祉課
福祉作業所の育成	継続	(「障がい者の地域生活支援」に統合)	社会福祉課
【生活保護】		【生活保護の適正実施】	
◆生活保護対策	継続	生活保護世帯への保障	社会福祉課
【地域福祉の充実】		【地域福祉の充実】	
社会福祉協議会の運営支援	継続	社会福祉協議会への支援	社会福祉課
【特定疾患福祉給付】		【特定疾患福祉の充実】	
◆特定疾患患者福祉手当	継続	特定疾患患者福祉手当の支給	社会福祉課
【高齢者の生きがいがづくりと自立支援】		【高齢者の生きがいがづくりと生活支援】	
高齢者保健福祉計画の策定	継続	高齢者保健福祉計画(次期)の策定・推進	高齢福祉課
地域包括支援センターの運営	継続	地域包括支援センター事業の充実	高齢福祉課
◆介護負担軽減対策	継続	高齢者の生活支援の充実	高齢福祉課
緊急ショートステイ		高齢福祉課	
ねたきり老人等介護手当		高齢福祉課	
ねたきり老人等紙おむつ購入券の給付		高齢福祉課	
生活支援型ホームヘルパー派遣		高齢福祉課	
◆日常生活用具の給付		高齢福祉課	
◆生きがい活動の支援		高齢福祉課	
◆寝具の洗濯乾燥消毒		高齢福祉課	
◆安否確認及び緊急通報装置の配置		高齢福祉課	
◆徘徊高齢者位置確認サービス		高齢福祉課	
配食サービス		高齢福祉課	
ふれあいサロン		高齢福祉課	
◆食の自立支援		継続	高齢者の介護予防の充実
◆通所型介護予防	高齢福祉課		
◆高齢者筋力向上トレーニング	高齢福祉課		
◆福祉タクシー券の給付	継続	(「障がい者への給付」に統合)	高齢福祉課
◆老人クラブ活動の支援	継続	老人クラブ活動への協力支援	高齢福祉課
シルバー人材センター運営支援	継続	シルバー人材センターの育成支援	高齢福祉課
4 (3) 保険・年金の充実			
【保険・年金の充実】		【保険・年金事業の充実】	
国民健康保険特別会計繰出金	継続	国民健康保険事業の充実	市民課
国民年金制度の啓発・相談サービス	継続	国民年金制度の啓発・相談サービスの充実	市民課
老人保健特別会計繰出金	継続	後期高齢者医療事業の充実	社会福祉課
介護保険特別会計繰出金	継続	介護保険事業の充実	高齢福祉課

前期基本計画 施策事業	区分	後期基本計画 施策事業	担当課
4 (4)消費生活の向上			
【消費生活の向上】		【消費者行政の推進】	
下野市消費生活センターの運営	継続	消費生活センターの運営	生活安全課
◆消費者団体の活動支援	継続	消費者団体の活動支援	生活安全課
	H22から継続	消費者まつりの開催	生活安全課
	H23から継続	消費生活基本計画の推進	生活安全課

5章 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり

◆印の事業は、前期計画期間の進捗度が「C：あまり成果をあげられなかった」と評価された施策事業を示している。

前期基本計画 施策事業	区分	後期基本計画 施策事業	担当課
5 (1)快適な環境の創造			
【ごみ処理等広域事業の推進】		【ごみ処理等広域事業の推進】	
小山広域保健衛生組合負担金	継続	小山広域保健衛生組合への協力支援	環境課
クリーンパーク茂原ごみ処理施設負担金	継続	クリーンパーク茂原ごみ処理施設への協力支援	環境課
畜場使用料補助事業	継続	畜場の市内統一化の推進	環境課
【ごみ処理とリサイクルの推進】		【ごみ処理とリサイクルの推進】	
ごみ処理施設等の利用に係る総合的な検討	継続	ごみ処理施設等の利用に係る総合的な推進	環境課
一般廃棄物収集運搬	継続	一般廃棄物収集運搬業務の効率化	環境課
◆不法投棄物収集運搬	継続	不法投棄物処理対策の推進	環境課
ごみ減量化	継続	ごみ減量化の推進	環境課
		石橋地区ビニプラ分別収集運搬業務の効率化	環境課
	新規	一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量化計画の推進	環境課
学校給食生ごみ堆肥化	継続	学校給食生ごみ堆肥化の推進	環境課
【環境対策】		【環境対策の推進】	
環境基本計画の策定	継続	環境基本計画の策定・推進	環境課
公害対策	継続	公害対策の推進	環境課
	H22から継続	スズメバチ駆除費の助成	環境課
	H22から継続	地球温暖化対策の推進	環境課
【市営墓地の整備】		【市営墓地の整備】	
市営墓地の造成	継続	中大領地区市営墓地の造成・公売の推進	生活安全課
5 (2)安全・安心なまちづくり			
【防犯・交通安全対策】		【防犯・交通安全対策の推進】	
防犯灯の整備	継続	防犯灯の整備促進	生活安全課
交通安全運動	継続	交通安全運動の実施	生活安全課
交通指導員の配置	継続	交通指導員の配置	生活安全課
交通安全施設整備	継続	交通安全施設の適正整備	生活安全課
【消防・防災】		【消防・防災の推進】	
石橋地区消防組合負担金	継続	石橋地区消防組合への支援	生活安全課
消防団の運営	継続	消防団の充実と育成	生活安全課
消防団消防ポンプ自動車の更新	継続	消防団消防ポンプ自動車の更新	生活安全課
消防器具置場の建替え	継続	消防器具置場の建替え	生活安全課
防災行政無線の整備	継続	防災行政無線の整備	生活安全課
防災意識の向上	継続	防災意識の向上	生活安全課
洪水ハザードマップ作成	完了		生活安全課
5 (3)快適な水環境の形成			
【上水道の整備】		【安心・安定した供給の確保】	
水道拡張等の整備	継続	石綿セメント管の更新	水道課
		配水管の拡張及び改良	水道課
水道施設の更新	継続	水道施設の維持管理	水道課
		水道施設の整備	水道課
		水道水源の更新	水道課
		【利用者サービスの向上】	
	継続	水道料金等徴収事務の効率化	水道課
		【経営計画の策定】	
	継続	中期経営計画等の作成・推進	水道課
		【情報提供の推進】	
	継続	水道事業の広報	水道課
【生活排水処理設備の整備】		【生活排水処理設備の整備】	
下水道経営健全化計画の策定	完了		下水道課
公共下水道の整備	継続	公共下水道の整備	下水道課
特定環境保全公共下水道の整備	継続	特定環境保全公共下水道の整備	下水道課
下長田地区下水道整備	完了		下水道課
公共下水道の維持管理	継続	公共下水道の維持管理	下水道課
農業集落排水の維持管理	継続	農業集落排水の維持管理	下水道課
浄化槽設置補助	継続	浄化槽の設置促進	下水道課

6章 市民と行政の協働による健全なまちづくり

◆印の事業は、前期計画期間の進捗度が「C：あまり成果をあげられなかった」と評価された施策事業を示している。

前期基本計画 施策事業	区 分	後期基本計画 施策事業	担当課
6 (1) 協働のまちづくりの推進			
【まちづくり活動の推進】		【まちづくり活動の推進】	
コミュニティ推進協議会の支援	継続	コミュニティ活動の促進	生活安全課
自治会公民館建設費補助	継続	自治会公民館建設費の助成	生活安全課
◆(仮称)薬師寺市民センター建設	継続	(仮称)薬師寺地域交流センターの建設	生活安全課
【市民と行政との情報共有】		【市民と行政との情報共有】	
情報公開の推進と個人情報保護の徹底	継続	情報公開の推進と個人情報保護の徹底	総合政策課
地域情報化の推進	継続	地域情報化の推進	総合政策課
【人権の尊重と男女共同参画の推進】		【人権の尊重と男女共同参画の推進】	
人権啓発	継続	人権尊重の高揚	生活安全課
人権擁護委員の設置と支援			生活安全課
人権教育の推進	継続	人権教育の推進	生涯学習課
◆男女共同参画の推進	継続	男女共同参画の推進	総合政策課
		【協働のまちづくりの推進】	
	新規	自治基本条例の制定	総合政策課
	新規	市民活動支援制度の導入	総合政策課
	新規	市歌の制定	総務課
6 (2) 行財政運営の充実			
【計画的な行財政運営】		【計画的な行財政運営】	
事務事業の評価検討	継続	事務事業評価の充実・活用	総合政策課
◆行政改革の推進	継続	行政改革の推進	総合政策課
		財政改革の推進	財政課
【広報・広聴の充実】		【広報・広聴の充実】	
◆広報紙の発行、ホームページの充実	継続	広報紙の充実	総合政策課
◆広聴	継続	広聴の充実	総合政策課
【庁舎建設】		【庁舎建設の推進】	
庁舎建設	継続	新庁舎の整備	庁舎建設準備室
	新規	3庁舎利活用の検討	総合政策課
6 (3) 広域行政の充実			
【広域行政の推進】		【広域行政の推進】	
◆広域行政の推進	継続	広域連携事業の取組	総合政策課

V 総合計画の補足資料

1 分野別指標一覧

基本目標	基本施策	指標名	過去(H18)	現状値(H23)	目標値(H27)	
1章 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	(1)次代を担う人材の育成	自ら学ぶ意欲	小学生	(H19) 3.41	3.43	3.45
			中学生	(H19) 3.35	3.44	3.46
	(2)生涯にわたる学びの機会の充実	市民活動支援サイト「Youがおネット」登録会員数		—	32団体	50団体
		(3)豊かに暮らす文化の振興	国指定史跡地の公有化率		60.1%	60.7%
	国内交流協会会員数		個人会員	—	78人	100人
			法人・団体会員	—	6団体	15団体
	国際交流協会会員数		個人会員	381人	630人	660人
法人会員		37団体	49団体	55団体		
2章 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり	(1)大都市近郊農業の振興	認定農業者経営面積（1人あたり）	(H20) 45,913㎡	52,020㎡	58,000㎡	
	(2)工業・商業の振興	事業所数 （医療・福祉・教育の事務所は除く）	1,919所	(H21) 1,983所	2,000所	
	(3)シティ・セールスの推進	市観光客入込数	685,516人	(H22) 553,462人	1,100,000人	
3章 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり	(1)秩序ある土地利用と快適な住環境づくり	住宅用地面積	(H17) 1,047.9ha	—	1,083.0ha	
	(2)人に優しい交通環境の整備	道路改良率	61.2%	62.6%	64.0%	
	(3)うるおいのある緑環境の整備	市民一人当たり都市公園面積	7.34㎡	(H21) 7.78㎡	11.77㎡	
4章 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり	(1)生涯健康のまちづくり	健康であり幸せと感じる人の割合	89.2%	91.7%	92.0%	
		がん検診受診率	—	30.0%	36.0%	
		運動習慣の定着化率	—	23.0%	35.0%	
	(2)支えあいのまちづくり	学童保育室数	—	18箇所	19箇所	
		日中一時支援事業	21箇所	23箇所	25箇所	
		子育て相談実施場所	16箇所	17箇所	18箇所	
		地域ふれあいサロンの設置数	(H20) 4箇所	9箇所	15箇所	
		老人クラブ数	(H20) 44団体	41団体	44団体	
	(3)保険・年金の充実	人間ドック受診率	—	3.9%	4.5%	
	(4)消費生活の向上	消費生活に伴う相談及び問い合わせ件数	55件	(H22) 257件	250件	
消費生活に関する一般向け講座及び参加人数		4回 44人	(H22) 7回 330人	10回 500人		
5章 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり	(1)快適な環境の創造	市民1人1日あたりごみ排出量	(H19) 786g/人/日	(H22) 739g/人/日	724g/人/日	
	(2)安全・安心なまちづくり	市内犯罪発生件数	(H19) 841件	(H22) 634件	570件	
		市内交通事故発生件数	(H19) 303件	(H22) 223件	200件	
		市内火災件数	(H19) 28件	(H22) 14件	12件	
		(3)快適な水環境の形成	上水道普及率	(H19) 94.5%	96.7%	97.1%
下水道普及率	(H19) 68.5%		71.5%	73.9%		
6章 市民と行政の協働による健全なまちづくり	(1)協働のまちづくりの推進	ボランティア団体加入者数	(H19) 13,760人	12,687人	14,000人	
	(2)行財政運営の充実	自主財源比率	—	51.4%	53.8%	
		市ホームページアクセス数	(H19) 408,000件	(H22) 615,000件	800,000件	
(3)広域行政の充実	共同連携事務事業数	—	20事業	20事業		

2 個別計画の策定状況（平成24年3月31日現在）

施策の大綱	計画名	策定状況(担当課)	策定根拠法令等
1章 みんなで学び 文化を育むふ れあいのまちづ くり	下野市教育計画	H24.3策定済(教育総務課) 次期H25年度策定予定	教育基本法
	下野市生涯学習推進計画	H20.3策定済(生涯学習課)	なし
	下野市スポーツ推進計画	H24.3「下野市教育計画」内に策定済 H25年度策定予定(スポーツ振興課)	スポーツ基本法 (スポーツ振興法)
2章 知恵と意欲で創 造性豊かなまち づくり	下野農業振興地域整備計画	H18.7策定済(農政課) 次期H24年度策定予定	農業振興地域の整備に関する法律
	農業経営基盤の強化に関する基本的な構想	H22.4策定済(農政課)	農業経営基盤強化促進法
	下野市観光振興計画	H25年度策定予定(商工観光課)	なし
3章 都市と田園が共 生する快適な 環境で躍進す るまちづくり	国土利用計画下野市計画	H20.3策定済(総合政策課) 次期H27年度策定予定	国土利用計画法
	下野市幹線道路網整備計画	H21.5策定済(建設課)	なし
	下野市建築物耐震改修促進計画	H21.3策定済(都市計画課)	建築物の耐震改修の促進に関する法律
	下野市都市計画マスタープラン	H21.3策定済(都市計画課) H27年度改定予定	都市計画法
	緑の基本計画	H27年度策定予定(都市計画課)	都市緑地法
4章 安心して暮らせ る健康で明るい まちづくり	下野市高齢者保健福祉計画	H24.3策定済(高齢福祉課) 次期H27年度策定予定	介護保険法 老人福祉法
	下野市障害者福祉計画	H24.3策定済(社会福祉課)	障害者基本法 障害者自立支援法
	下野市地域福祉計画	H24.3策定済(社会福祉課)	社会福祉法
	健康しもつけ21プラン	H19.12策定済(健康増進課) 次期H24年度策定予定	健康増進法
	下野市次世代育成支援後期行動計画	H22.3策定済(児童福祉課)	次世代育成支援対策推進法
	下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画	H20.3策定済(市民課)	高齢者医療確保法
	下野市消費生活基本計画	H24.3策定済(生活安全課)	消費者基本法
5章 豊かな自然と調 和した快適で安 全なまちづくり	下野市環境基本計画	H25.3策定予定(環境課)	環境基本法
	下野市一般廃棄物処理基本計画	H24.3策定済(環境課)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	下野市ごみ減量化計画	H24.3策定済(環境課)	なし
	下野市地域防災計画	H19.3策定済(生活安全課) H24年度改定予定	災害対策基本法
	下野市国民保護計画	H19.3策定済(生活安全課)	国民保護法
	下野市中期経営計画	H25.3策定予定(水道課)	なし
6章 市民と行政の協 働による健全な まちづくり	下野市定員適正化計画	H19.3策定済(総務課)	なし
	下野市人材育成基本方針	H19.11策定済(総務課)	なし
	下野市人権教育啓発推進行動計画	H19.3策定済(生活安全課)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
	行政改革大綱	H22.2策定済(総合政策課) 次期H26年度策定予定	なし
	行政改革大綱実施計画 (集中改革プラン)	H22.2策定済(総合政策課) 次期H26年度策定予定	「今後の行政改革の方針」 (閣議決定)等
	シェアリング(わかちあい)しもつけ -下野市男女共同参画プラン-	H20.3策定済(総合政策課) 次期H27年度策定予定	男女共同参画社会基本法
	下野市第二次地域情報化計画	H24.3策定済(総合政策課)	なし
	下野市長期財政健全化計画	H23.10策定済(財政課)	なし
下野市庁舎建設基本計画	H23.6策定済(庁舎建設準備室)	なし	



下野市総合計画

後期基本計画 ▶ 2012～2015

下野市総合政策部総合政策課

〒329-0492 栃木県下野市小金井 1127

TEL. 0285-40-5550 FAX. 0285-40-5572

E-mail: sougouseisaku@city.shimotsuke.lg.jp

<http://www.city.shimotsuke.lg.jp>